

障がい福祉のしおり



©2010熊本県くまモン

熊本県

「障がい福祉のしおり」について

各市町村独自の制度やサービスについては、お住まいの市町村担当窓口にご確認ください。

熊本市にお住まいの方は、熊本市発行の「障がい者のためのふくしのしおり」をご参照ください。

この冊子は、令和3年（2021年）9月1日現在の情報で作成しております。

令和5年（2023年）3月末に一部内容を修正しました。

「障がい」の表記について

県では、「障害」の表記について、平成20年1月から法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

目次

1 相談の窓口

【一般的な相談】

- (1) 市役所・町村役場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 障がい者相談支援事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 身体障がい者相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 知的障がい者相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 保健所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) 熊本県福祉総合相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 熊本県身体障害者リハビリテーションセンター
 - 熊本県知的障がい者更生相談所
 - 熊本県中央児童相談所・八代児童相談所
 - 熊本県女性相談センター
- (8) 県・市町村社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【障がい児・児童】

- (9) 熊本県子ども・若者総合相談センターCOCON(ここん)・・・ 12
- (10) 熊本県こども総合療育センター・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (11) 地域療育センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

【発達障がい】

- (12) 発達障がい者支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

【医療的ケア】

- (13) 熊本県医療的ケア児支援センター
(熊本大学病院小児在宅医療支援センター)・・・・・・・・ 15

【精神障がい・ひきこもり・心の問題】

- (14) 熊本県ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」・・・ 15
- (15) 熊本県精神保健福祉センター・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (16) 熊本こころのケアセンター・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (17) 熊本いのちの電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (18) 熊本こころの電話相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (19) こころの悩み相談@熊本県(SNS相談)・・・・・・・・ 16
- (20) 熊本県こころの悩み電話相談・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (21) 熊本県精神科救急情報センター・・・・・・・・・・・・ 17

【医療関係】

- (22) 障がい児者の歯科診療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (23) 熊本県難病相談・支援センター・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (24) 医療安全相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (25) 高次脳機能障害支援センター・・・・・・・・・・・・・・ 18

【人権・権利擁護】

- (26) 障がいを理由とした差別等に関する相談(特定相談)・・・ 19
- (27) 障がい者虐待に関する相談・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (28) 障がい者110番・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (29) 福祉サービスに関する苦情相談窓口・・・・・・・・ 23
- (30) 成年後見制度に関する相談窓口・・・・・・・・・・・・ 24

【就労】

- (31) 障害者就業・生活支援センター・・・・・・・・・・・・ 26

(32) 熊本障害者職業センター	27
(33) 公共職業安定所 (ハローワーク)	28
(34) 障がい者結婚相談	28

2 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳	29
(2) 療育手帳	30
(3) 精神障害者保健福祉手帳	32

3 医療費等助成制度

(1) 自立支援医療 (更生医療 育成医療 精神通院医療)	35
(2) 重度心身障がい児・者の医療費の助成	36
(3) 指定難病に係る医療費の助成	37
(4) 小児慢性特定疾病に係る医療費の助成	37
(5) 後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用	38

4 公的手当・年金等

(1) 特別障害者手当	39
(2) 障害児福祉手当	39
(3) 経過的福祉手当	40
(4) 特別児童扶養手当	40
(5) 児童扶養手当	41
(6) 障害年金	41
(7) 心身障害者扶養共済制度	43
(8) 生活福祉資金の貸付制度	45

5 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービスの利用の仕方	49
(2) 障がい児支援の利用の仕方	51
(3) 補装具の購入 (修理) 費及び借受け費の支給	53
(4) 聴覚障がいのある児童に対する補聴器の助成	54
(5) 市町村地域生活支援事業・地域生活支援促進事業	55
(6) 県地域生活支援事業・地域生活支援促進事業	59
(7) 熊本県点字図書館	61
(8) 熊本県聴覚障害者情報提供センター	61
(9) 熊本県身体障がい者福祉センター	62

6 障がい児の支援

(1) 療育	63
(2) 教育	65

7 住まい

(1) 住宅改造費の助成	71
(2) 県営住宅への入居	71

8 料金の割引制度やサービス等（民間事業者）

【交通利用料金】

(1) バス運賃	72
(2) 熊本市電運賃	73
(3) 熊本電気鉄道電車運賃	74
(4) JR運賃	74
(5) 航空旅客運賃	75
(6) タクシー運賃	75
(7) 有料道路通行料金（高速道路 松島有料道路）	76
(8) 鉄道運賃（南阿蘇鉄道 肥薩おれんじ鉄道 くま川鉄道）	77

【公共料金等】

(1) NHK放送受信料	79
(2) 郵便料金	80
(3) 電話利用料金・サービス	80
(4) 携帯電話料金	81

9 税の軽減制度

(1) 所得税の障害者控除	83
(2) 所得税の医療費控除	83
(3) 所得税の小規模企業共済等掛金控除	84
(4) 少額貯蓄の利子等の非課税	84
(5) 相続税の障害者控除	84
(6) 特定障害者に対する贈与税の非課税	84
(7) 身体障害者用物品の非課税	85
(8) 住民税（個人県民税・個人市町村民税）の障害者控除	85
(9) 住民税（個人県民税・個人市町村民税）の非課税	85
(10) 自動車税種別割・環境性能割	86
(11) 個人事業税	88
(12) ゴルフ場利用税	88

10 公的機関の各種制度

(1) 熊本県ハートフルパス制度	89
(2) おでかけ安心トイレ	91
(3) 駐車禁止除外指定車標章の交付	92
(4) 聴覚障がい者の方の警察への通報	92
(5) 不在者投票	93
(6) 熊本県立高等技術専門校による職業訓練	94
(7) 県立施設の利用	95

11 公的機関以外の制度

(1) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	96
参考1 障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の体系	97
参考2 障がい児・者関係団体一覧表、熊本県障がい者支援課	98
参考3 災害に備えて	101
参考4 障がい者に関するマーク、熊本県のヘルプマーク・ヘルプカード	102

1 相談の窓口

(1) 市役所・町村役場

お住まいの方の障がい福祉等のご相談に応じて、自立支援給付などさまざまな申請手続きやサービスの利用調整等を行います。

【県内市町村一覧】

市町村名(担当課)	所在地	TEL FAX
熊本市(障がい保健福祉課)		096-328-2519 096-325-2358
中央区役所 福祉課	860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2313 096-351-0202
保健子ども課		096-328-2419 096-322-3781
東区役所 福祉課	862-8555 熊本市東区東本町16-30	096-367-9127 096-367-9302
保健子ども課		096-367-9134 096-367-9303
西区役所 福祉課	861-5292 熊本市西区小島2-7-1	096-329-5403 096-329-1326
保健子ども課		096-329-1147 096-329-1323
南区役所 福祉課	861-4189 熊本市南区富合町清藤405-3	096-357-4129 096-358-0110
保健子ども課		096-357-4138 096-357-4353
北区役所 福祉課	861-0195 熊本市北区植木町岩野238-1	096-272-1118 096-272-0900 (保健子ども課と共用)
保健子ども課		096-272-1128 096-272-0900
八代市(障がい者支援課)	866-8601 八代市松江城町1-25	0965-35-0294 0965-33-4279
人吉市(福祉課)	868-8601 人吉市西間下町118-1(西間別館)	0966-22-2111 0966-24-9536
荒尾市(福祉課)	864-8686 荒尾市宮内出目390	0968-63-1406 0968-62-2881
水俣市(福祉課)	867-8555 水俣市陣内1-1-1	0966-61-1650 0966-63-9044
玉名市(総合福祉課)	865-8501 玉名市岩崎163	0968-75-1121 0968-73-2362
山鹿市(福祉援護課)	861-0592 山鹿市987-3	0968-43-0052 0968-43-1170
菊池市(福祉課)	861-1392 菊池市隈府888	0968-25-7213 0968-25-5166
宇土市(福祉課)	869-0492 宇土市浦田町51	0964-22-1111 0964-22-5515
上天草市(福祉課)	861-6192 上天草市松島町合津7915-1 (松島庁舎)	0969-28-3373 0969-56-0747
宇城市(社会福祉課)	869-0592 宇城市松橋町大野85	0964-32-1387 0964-32-0110
阿蘇市(福祉課)	869-2695 阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967-22-3167 0967-35-4114
合志市(福祉課)	861-1195 合志市竹迫2140	096-248-1144 096-248-1196

市町村名(担当課)	所在地	TEL FAX
天草市(福祉課)	863-8631 天草市東浜町8-1	0969-32-6071 0969-22-0577
美里町(福祉課)	861-4732 美里町三和420(砥用庁舎)	0964-47-1116 0964-47-0110
玉東町(町民福祉課)	869-0303 玉東町木葉759	0968-85-3183 0968-85-3116
南関町(福祉課)	861-0898 南関町関町1316	0968-57-8503 0968-53-2351
長洲町(福祉保健介護課)	869-0198 長洲町長洲2766	0968-78-3135 0968-78-3449
和水町(健康福祉課)	865-0192 和水町江田3886	0968-86-5724 0968-86-4660
大津町(福祉課)	869-1292 大津町大津1233	096-293-3510 096-293-0474
菊陽町(福祉課)	869-1192 菊陽町久保田2800	096-232-4913 096-232-4923
南小国町(福祉課)	869-2492 南小国町赤馬場143	0967-42-1117 0967-42-1122
小国町(町民課)	869-2592 小国町宮原1567-1	0967-46-2116 0967-48-5323
産山村(健康福祉課)	869-2703 産山村山鹿488-3	0967-25-2212 0967-25-2864
高森町(住民福祉課)	869-1602 高森町高森2168	0967-62-2911 0967-62-1174
西原村(住民福祉課)	861-2492 西原村小森3259	096-279-3113 096-279-3438
南阿蘇村(住民福祉課)	869-1404 南阿蘇村大字河陽1705番地1	0967-67-2702 0967-67-0115
御船町(福祉課)	861-3296 御船町御船995-1	096-282-1342 096-282-1171
嘉島町(福祉課)	861-3192 嘉島町上島530	096-237-2576 096-237-2359
益城町(福祉課)	861-2295 益城町宮園702 861-2295 益城町木山594(仮設庁舎)	096-286-3115 096-286-4523
甲佐町(福祉課)	861-4696 甲佐町豊内719-4	096-234-1114 096-234-3964
山都町(福祉課)	861-3592 山都町浜町6	0967-72-1229 0967-72-1066
氷川町(福祉課)	869-4814 氷川町島地642	0965-52-5852 0965-52-3939
芦北町(福祉課)	869-5498 芦北町芦北2015	0966-82-2511 0966-82-2893
津奈木町(ほけん福祉課)	869-5692 津奈木町小津奈木2123	0966-78-3115 0966-78-3009
錦町(住民福祉課)	868-0392 錦町大字一武1587	0966-38-1112 0966-38-4451
多良木町(福祉課)	868-0595 多良木町多良木1648	0966-42-1255 0966-42-2293
湯前町(保健福祉課)	868-0621 湯前町1989-1	0966-43-4112 0966-43-4134
水上村(保健福祉課)	868-0795 水上村岩野90	0966-44-0313 0966-44-0662
相良村(保健福祉課)	868-8501 相良村深水2500-1	0966-35-1032 0966-35-0011
五木村(保健福祉課)	868-0201 五木村甲2672-7	0966-37-2214 0966-37-2215

市町村名（担当課）	所在地	TEL FAX
山江村（健康福祉課）	868-8502 山江村山田甲1356-1	0966-23-3978 0966-24-5669
球磨村（保健福祉課）	869-6401 球磨村渡丙1730	0966-32-1112 0966-32-1230
あさぎり町（生活福祉課）	868-0408 あさぎり町免田東1199	0966-45-7214 0966-49-9535
苓北町（福祉保健課）	863-2503 苓北町志岐660	0969-35-1263 0969-25-3022

（２）障がい者相談支援事業所

【問い合わせ先】お住まいの市町村担当窓口（１～３ページ掲載）

福祉サービスの利用や地域で生活するうえで困っていることなど、障がいのある方やそのご家族からの様々なご相談を、次の相談専門機関でお受けしています。

指定一般相談支援事業者

基本相談支援や地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・住まいの確保等）、地域定着支援（２４時間の相談支援体制等）を行います。

指定特定相談支援事業者（基本相談支援、計画相談支援）

サービス利用支援（障害福祉サービスのプラン作成等）や継続サービス利用支援（サービスの利用状況の検証等）を行います。

指定障害児相談支援事業者（障がい児相談支援）

障害児支援利用援助（障がい児の通所支援のプラン作成等）や継続障害児支援利用援助（サービス利用状況の検証等）を行います。

（参考）障がい者相談支援事業所（市町村が委託している事業所）

事業所名	対象者			所在地	TEL FAX
	精神	身体	知的		
熊本市障がい者相談支援センター ちゅうおう				860-0832 熊本市中央区萩原町3-21 1階 B号室	096-285-7144 096-285-7137
熊本市障がい者相談支援センター ウィズ				862-0972 熊本市中央区新大江3丁目20- 3	096-200-1571 096-200-1572
熊本市障がい者相談支援センター 青空				861-8037 熊本市東区長嶺西3丁目1-35	096-237-6777 096-237-6757

事業所名	対象者			所在地	TEL FAX
	精神	身体	知的		
熊本市障がい者相談支援センター きらり				862-0911 熊本市東区健軍1丁目27-3	096-237-7563 096-237-7516
熊本市障がい者相談支援センター さいせい				860-0047 熊本市西区春日1丁目3-18	096-223-6663 096-223-6667
熊本市障がい者相談支援センター じょうなん				862-0962 熊本市南区田迎5丁目1-27 KSビル1階B号室	096-285-8757 096-285-8758
熊本市障がい者相談支援センター 絆				861-4202 熊本市南城区南町宮地1050	0964-28-7799 0964-28-0040
熊本市障がい者相談支援センター アシスト				861-8006 熊本市北区龍田7丁目1-65- 102	096-288-5012 096-288-5026
熊本市障がい者相談支援センター チャレンジ				861-5516 熊本市北区西梶尾町451-1	096-215-9500 096-215-9501
相談支援センター こすもす				869-0524 宇城市松橋町豊福1786	0964-33-4578 0964-33-4579
相談支援センター ゆきその				861-4731 下益城郡美里町栗崎564	0964-47-2381 0964-47-2382
うきうき地域生活支援センター				869-0416 宇土市松山町1843-1	0964-22-2510 0964-22-5830
相談支援センター いこいば				865-0016 玉名市岩崎47-1	0968-76-7660 0968-76-7661
荒尾市社会福祉事業団相談支援センター				864-0032 荒尾市増永2299-15	0968-64-0752 0968-62-1167
コミュニティセンターりんくる				869-0222 玉名市岱明町野口666	0968-57-8177 0968-57-5766
指定相談事業所 ふれあい				865-0048 玉名市小野尻5	0968-73-1022 0968-73-1023
山鹿市基幹相談支援センター ディア				861-0501 山鹿市山鹿1番地温泉プラザ 山鹿3階	(TEL:日中) 0968-41-7710 (TEL:緊急時) 0968-43-2771 (FAX) 0968-44-1231
コミュニティはうす 明日				861-1331 菊池市隈府469-10 総合福祉センター コムサール2階	0968-25-6601 0968-41-7577
相談支援センター 「SUN」				869-1103 菊池郡菊陽町久保田2596	096-227-7010 096-227-7015
きくよう地域生活支援センター				869-1102 菊池郡菊陽町原水5587	096-232-8518 096-232-8518
合志市生活支援相談センター				861-1116 合志市福原2922 (「グイブル」内)	(TEL:日中) 096-248-1100 (TEL:夜間・休日) 080-8556-2922 (FAX) 096-285-9126
大津町障がい者相談支援センター				869-1233 菊池郡大津町大津1233	096-292-0114 096-292-1234
阿蘇総合支援センター らいふパートナー				869-2301 阿蘇市内牧182-1	0967-32-5155 0967-32-5156
第二悠愛相談支援センター				869-2501 阿蘇郡小国町大字宮原2617	0967-46-2616 0967-46-3514
時計台				869-2612 阿蘇市一の宮町宮地141	0967-22-5505 0967-22-5506
相談支援事業所たかもり寮				869-1603 阿蘇郡高森町大字色見822	0967-62-0337 0967-62-0337

事業所名	対象者			所在地	TEL FAX
	精神	身体	知的		
障害者地域生活支援センター「かけはし」				861-4617 上益城郡甲佐町津志田2472	096-234-4311 096-234-4308
指定相談支援事業所「アントニオ」				861-2232 上益城郡益城町馬水123	096-286-3611 096-286-8145
氷川学園相談支援事業所 風舎				869-4602 八代郡氷川町宮原1167-2	0965-62-4081 0965-62-4081
地域生活相談支援センター すまいる				866-0895 八代市大村町720-1	0965-32-2333 0965-32-2632
かねさこ荘相談支援事業所				866-0882 八代市松江本町5-15	0965-45-9012 0965-45-9013
くまもと芦北相談支援センター				869-5461 葦北郡芦北町芦北2813	0966-82-2431 0966-82-2406
石路の里相談支援事業所				869-5563 葦北郡芦北町大字湯浦1505-1	0966-86-0515 0966-86-1194
支援センターまどか				867-0035 水俣市月浦269-13	0966-61-1515 0966-61-1511
相談支援事業所 けやき				868-0026 人吉市合ノ原町461-2	0966-22-7022 0966-22-7062
相談支援センター うぐいす				868-0042 人吉市蟹作町222-1	0966-26-3066 0966-22-0233
地域生活支援センター 翠(みどり)				868-0015 人吉市下城本町1486-4	0966-22-2570 0966-22-2602
天草南地域障がい相談支援センター ダン デライオン				863-0023 天草市中央新町11番13号	0969-22-6321 0969-66-9823
天草北地域障がい相談支援センター ぼら りす				863-0049 天草市北原町9番32号	070-7664-4846 0969-23-2255
天草東地域障がい相談支援センター リー フ				861-6403 天草市倉岳町宮田1152番地5	0969-52-5677 0969-52-5888
天草西地域障がい相談支援センター ラ ポール				863-1214 天草市河浦町久留217番地2	0969-76-1356 0969-76-1352
上天草地域障がい相談支援センター (特定相談支援事業所 きずな)				861-6103 上天草市松島町今泉6172	0969-56-2113 0969-56-2192
天草整肢園 相談支援事業所				863-2502 天草郡苓北町上津深江10	0969-35-1717 0969-35-1675

(3) 身体障がい者相談員

【問い合わせ先】お住まいの市町村担当窓口(1~3ページ掲載)

地域にお住まいの身体障がい者及びその家族のご相談に応じています。

(4) 知的障がい者相談員

【問い合わせ先】お住まいの市町村担当窓口(1~3ページ掲載)

地域にお住まいの知的障がい児(者)及びその家族のご相談に応じています。

(5) 保健所

障がい及び療育に関する相談窓口の案内を行います。
また、指定難病及び小児慢性特定疾患に関するご相談をお受けします。

県の保健所	所在地	TEL FAX
熊本県宇城保健所	869-0532 宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1207 0964-32-2426
熊本県有明保健所	865-0016 玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184 0968-74-1721
熊本県山鹿保健所	861-0594 山鹿市山鹿1026-3	0968-44-4121 0968-44-4123
熊本県菊池保健所	861-1331 菊池市隈府1272-10	0968-25-4138 0968-25-4126
熊本県阿蘇保健所	869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-24-9030 0967-24-9031
熊本県御船保健所	861-3206 上益城郡御船町辺田見396-1	096-282-0016 096-282-3117
熊本県八代保健所	866-8555 八代市西片町1660	0965-33-3197 0965-33-6321
熊本県水俣保健所	867-0061 水俣市八幡町3-2-7	0966-63-4104 0966-63-3289
熊本県人吉保健所	868-8503 人吉市西間下町86-1	0966-22-3107 0966-22-3129
熊本県天草保健所	863-0013 天草市今釜新町3530	0969-23-0172 0969-22-0455

熊本市保健所（熊本市の保健所は業務内容が異なります。）

〒862-0971

熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと4階

- ・ 食品保健課 TEL：096-364-3188
- ・ 感染症対策課 TEL：096-364-3189
- ・ 医療政策課 TEL：096-364-3186
- ・ 生活衛生課 TEL：096-364-3187

(6) 福祉事務所

母子福祉や生活保護等のご相談をお受けします。

名称	所在地	TEL FAX
熊本県宇城福祉事務所 ()	869-0532 宇城市松橋町久具400-1 (県央広域本部 宇城地域振興局)	0964-32-2416 0964-32-2497
熊本県玉名福祉事務所	865-0016 玉名市岩崎1004-1 (県北広域本部 玉名地域振興局)	0968-74-2117 0968-74-2195
熊本県菊池福祉事務所	861-1331 菊池市隈府1272-10 (県北広域本部)	0968-25-0689 0968-25-3438
熊本県阿蘇福祉事務所	869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402 (県北広域本部 阿蘇地域振興局)	0967-24-9034 0967-24-9031
熊本県上益城福祉事務所	861-3206 上益城郡御船町辺田見396-1 (県央広域本部 上益城地域振興局)	096-282-0215 096-282-7022
熊本県八代福祉事務所	866-8555 八代市西片町1660 (県南広域本部)	0965-33-8756 0965-33-3405
熊本県芦北福祉事務所	869-5461 葦北郡芦北町芦北2670 (県南広域本部 芦北地域振興局)	0966-82-2128 0966-82-2824
熊本県球磨福祉事務所	868-8503 人吉市西間下町86-1 (県南広域本部 球磨地域振興局)	0966-22-1040 0966-22-3129
熊本県天草福祉事務所	863-0013 天草市今釜新町3530 (天草広域本部)	0969-22-4241 0969-23-8377

熊本県宇城福祉事務所への生活保護に関する相談は、熊本県上益城福祉事務所にお尋ねください。

熊本市にお住まいの方は

名称	所在地	代表電話
熊本市 中央福祉事務所	860-8618 熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2555
東福祉事務所	862-8555 熊本市東区東本町16-30	096-367-9111
西福祉事務所	861-5292 熊本市西区小島2-7-1	096-329-1111
南福祉事務所	861-4189 熊本市南区富合町清藤405-3	096-357-4111
北福祉事務所	861-0195 熊本市北区植木町岩野238-1	096-272-1111

熊本市以外の市にお住まいの方は、各市の福祉事務所にお尋ねください。
(1 ~ 2 ページ掲載)

(7) 熊本県福祉総合相談所 (熊本市東区长嶺南2丁目3-3)

【問い合わせ先】代表電話：096-381-4411 共通FAX：096-381-4412

相談内容に応じて下記4つの相談所が1つにまとまった相談機関です。

熊本県身体障がい者リハビリテーションセンター

【問い合わせ先】TEL：096-381-4461

- ・身体障害者手帳の内容審査、手帳発行
- ・自立支援医療(更生医療)の要否の判定
- ・補装具や障害福祉サービス利用についての情報提供
- ・難聴幼児聴力検査(63ページ掲載)

熊本県知的障がい者更生相談所

【問い合わせ先】TEL：096-381-4464

- ・療育手帳の程度の判定、手帳発行
- ・障害福祉サービス利用についての情報提供

について、熊本市にお住まいの方は
熊本市障がい者福祉相談所
(熊本市中央区大江5丁目1-50 あいぱるくまもと1階)
TEL：096-362-6500 FAX：096-362-6660

熊本県中央児童相談所

【問い合わせ先】TEL：096-381-4451

- ・子どもの発達や障がいについての専門的な相談、療育に関する助言や里親への委託、施設入所の手続等
- ・虐待、しつけ、家出、非行、不登校などのご相談

【対象】荒尾市・玉名市・玉名郡・天草市・上天草市・天草郡
山鹿市・菊池市・合志市・菊池郡・阿蘇市・阿蘇郡・宇土市
宇城市・下益城郡・上益城郡 にお住まいの方

熊本県八代児童相談所（八代市西片町 1660 八代総合庁舎内）

【問い合わせ先】 TEL：0965-32-4426 FAX：0965-31-0362

【対象】八代市・八代郡・人吉市・球磨郡・水俣市・葦北郡にお住まいの方

熊本市にお住まいの方は

熊本市児童相談所(熊本市中央区大江5丁目1-1 あいぱるくまもと3階)

TEL：096-366-8181 FAX：096-366-8222

熊本県女性相談センター

【問い合わせ先】 TEL：096-381-4454

- ・ 配偶者やパートナーからの暴力や離婚問題、ストーカー被害、妊娠・不妊などの悩みを持つ女性からのご相談



(8) 県・市町村社会福祉協議会

福祉サービスに関する苦情や相談、生活福祉資金の貸し付けや判断能力が不十分な方の日常生活支援に関する相談等をお受けします。

名称	所在地	TEL FAX
熊本県社会福祉協議会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-324-5454 096-355-5440
熊本市社会福祉協議会	860-0004 熊本市中央区新町2-4-27 熊本市健康センター新町分室内	096-322-2331 096-359-1800
八代市社会福祉協議会	866-0861 八代市本町1-9-14	0965-62-8228 0965-62-8227
人吉市社会福祉協議会	868-0072 人吉市西間下町41-1 人吉市総合福祉センター内	0966-24-9192 0966-25-1117
荒尾市社会福祉協議会	864-0011 荒尾市下井手193-1 荒尾市総合福祉センター内	0968-66-2993 0968-66-2994
水俣市社会福祉協議会	867-0005 水俣市牧ノ内3-1 水俣市総合もやい直しセンター内	0966-63-2047 0966-63-3570
玉名市社会福祉協議会	865-0016 玉名市岩崎88-4 玉名市福祉センター内	0968-71-0080 0968-71-0081
天草市社会福祉協議会	863-2201 天草市五和町御領2943 天草市役所五和支所内	0969-32-2552 0969-32-2551
山鹿市社会福祉協議会	861-0531 山鹿市中578	0968-43-1134 0968-36-9310
菊池市社会福祉協議会	861-1331 菊池市隈府888 菊池市福祉会館内	0968-25-5000 0968-25-5432
宇土市社会福祉協議会	869-0492 宇土市浦田町44 宇土市福祉センター内	0964-23-3756 0964-22-4971
上天草市社会福祉協議会	861-6102 上天草市松島町合津3433-52	0969-56-2455 0969-56-2613
宇城市社会福祉協議会	869-0552 宇城市不知火町高良2273-1 宇城市役所不知火支所内	0964-32-1316 0964-32-6455
阿蘇市社会福祉協議会	869-2301 阿蘇市内牧976-2 阿蘇市阿蘇保健福祉センター内	0967-32-1127 0967-32-4940
合志市社会福祉協議会	861-1102 合志市須屋2251-1 合志市保健福祉センター「ふれあい館」内	096-242-7000 096-242-6635
美里町社会福祉協議会	861-4722 下益城郡美里町永富1510 美里町老人福祉センター内	0964-47-0065 0964-47-0073
玉東町社会福祉協議会	869-0303 玉名郡玉東町木葉764 玉東町福祉センター内	0968-85-3150 0968-85-2993
和水町社会福祉協議会	861-0923 玉名郡和水町平野1276-3 和水町福祉センター内	0968-34-2366 0968-34-2412
南関町社会福祉協議会	861-0811 玉名郡南関町小原1405	0968-69-9020 0968-53-2744
長洲町社会福祉協議会	869-0123 玉名郡長洲町長洲2771 長洲町ふれあいセンター内	0968-78-1440 0968-65-4847

名称	所在地	T E L F A X
大津町社会福祉協議会	869-1235 菊池郡大津町室151-1 大津町老人福祉センター内	096-293-2027 096-293-2028
菊陽町社会福祉協議会	869-1103 菊池郡菊陽町久保田2623 菊陽町老人福祉センター内	096-232-3593 096-232-7385
南小国町社会福祉協議会	869-2401 阿蘇郡南小国町赤馬場3388-1 南小国町地域福祉センター「りんどう荘」内	0967-42-1501 0967-42-1505
小国町社会福祉協議会	869-2501 阿蘇郡小国町宮原1530-2 小国町福祉センター「悠ゆう館」内	0967-46-5575 0967-46-5615
産山村社会福祉協議会	869-2703 阿蘇郡産山村山鹿488-3 産山村教育委員会横	0967-23-9300 0967-23-9301
高森町社会福祉協議会	869-1602 阿蘇郡高森町高森1258-1 「芙蓉館」内	0967-62-2158 0967-62-2860
南阿蘇村社会福祉協議会	869-1412 阿蘇郡南阿蘇村久石2705 久木野総合福祉センター内	0967-67-0294 0967-67-2317
西原村社会福祉協議会	861-2402 阿蘇郡西原村小森572 村地域福祉センター「のぎく荘」内	096-279-4141 096-279-4388
御船町社会福祉協議会	861-3207 上益城郡御船町御船1001-1 御船町コミュニティセンター「ひばり荘」内	096-282-0785 096-282-7895
嘉島町社会福祉協議会	861-3106 上益城郡嘉島町上島551 嘉島町福祉センター内	096-237-2981 096-237-3508
益城町社会福祉協議会	861-2211 上益城郡益城町福原690-1 (仮事務所)	096-214-5566 096-214-5567
甲佐町社会福祉協議会	861-4601 上益城郡甲佐町岩下24 甲佐町老人憩いの家内	096-234-1192 096-235-3081
山都町社会福祉協議会	861-3811 上益城郡山都町大平91 山都町生活支援ハウス「清楽苑」内	0967-82-3345 0967-82-3357
氷川町社会福祉協議会	869-4814 八代郡氷川町島地651 氷川町竜北福祉センター内	0965-52-5075 0965-52-5122
芦北町社会福祉協議会	869-5563 葦北群芦北町湯浦1439-1 芦北町もやい直しセンター「きずなの里」内	0966-86-0294 0966-86-0410
津奈木町社会福祉協議会	869-5604 葦北郡津奈木町小津奈木2123 津奈木町役場内	0966-61-2940 0966-61-2941
錦町社会福祉協議会	868-0302 球磨郡錦町一武1587 錦町総合福祉センター内	0966-38-2074 0966-38-3445
あさぎり町社会福祉協議会	868-0422 球磨郡あさぎり町上北1874 あさぎり町ヘルシーランド内	0966-49-4505 0966-47-0174
多良木町社会福祉協議会	868-0501 球磨郡多良木町多良木1571-1	0966-42-1112 0966-42-1113
湯前町社会福祉協議会	868-0623 球磨郡湯前町1693-37 湯前町高齢者生活福祉センター「湯愛」内	0966-43-4117 0966-43-4118
水上村社会福祉協議会	868-0701 球磨郡水上村岩野2678 水上村保健センター内	0966-44-0782 0966-44-0531

名称	所在地	TEL FAX
相良村社会福祉協議会	868-0094 球磨郡相良村深水2500-1 相良村役場別館	0966-35-0093 0966-35-0893
五木村社会福祉協議会	868-0201 球磨郡五木村甲2672-41 五木村保健福祉総合センター内	0966-37-2333 0966-37-2338
山江村社会福祉協議会	868-0092 球磨郡山江村山田甲1373-1 山江村福祉保健センター「健康の駅」内	0966-24-1508 0966-32-7722
球磨村社会福祉協議会	869-6403 球磨郡球磨村一勝地乙1-5 球磨村高齢者生活福祉センター「せせらぎ」内	0966-32-0022 0966-32-0067
苓北町社会福祉協議会	863-2503 天草郡苓北町志岐32-3 「新ふれあい館」内	0969-35-1270 0969-35-1270

(9) 熊本県子ども・若者総合相談センター COCON(ここん)

(熊本市東区月出3丁目1-120 熊本県精神保健福祉センター2階)

【問い合わせ先】TEL : 096-387-7000 FAX : 096-387-8000

メール相談 : kowako-cocon@wind.ocn.ne.jp

(月～金曜日 : 午前8時30分～午後9時 祝日・年末年始を除く。)

熊本県(熊本市を除く)にお住まいの、主に15歳から40歳未満の方とご家族や関係機関からのさまざまな悩みや不安をワンストップで受け、その方の状況に合わせて適切な支援機関をご紹介します。(ニート、ひきこもり、不登校、疾病・障がい、就労、人間関係など)

熊本市子ども・若者総合相談センター

(熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと2階)

相談専用電話番号 : 096-361-2525

月～金曜日 : 午前8時30分～午後9時

祝日・年末年始を除く。

メール相談 : kodomosougousoudan@city.kumamoto.lg.jp

面接相談 : 月～金曜日 : 午前8時30分～午後5時15分

祝日・年末年始を除く。(予約優先)

熊本市に在住、または熊本市に通学・通勤する39歳までの子ども・若者や保護者からのさまざまな相談を電話・面接・メール相談にて受け付けています。相談員が寄り添いながら話をお聴きし、必要に応じて助言や情報提供、専門機関の紹介を行います。

(10) 熊本県こども総合療育センター（宇城市松橋町豊福2900）

【問い合わせ先】TEL：0964-32-1143 FAX：0964-32-1179

肢体不自由、重複障がい、知的障がい、発達障がい（自閉症など）に関するご相談に応じるとともに、障がいの早期発見・早期療育をめざしています。

(11) 地域療育センター

在宅の障がい児の療育に関してご相談ください。障がい児とその家族及び地域の関係機関を支援しています。

名称	所在地	TEL FAX
宇城圏域地域療育センター	869-0502 宇城市松橋町松橋28-8 児童発達支援ぶらんだ内	080-8387-5702 0964-27-9936
有明地域療育センター	865-0005 玉名市玉名字西原2185番2 たまきな荘内	0968-71-1050 0968-73-5407
鹿本地域療育センター	861-0514 山鹿市新町801-2	0968-44-2244 0968-44-2244
菊池圏域地域療育センター ゆうず	861-1331 菊池市隈府497-2	0968-25-7688 0968-41-8002
阿蘇圏域地域療育センター	869-2301 阿蘇市内牧182-1	0967-32-5155 0967-32-5156
上益城地域療育センター	861-3203 上益城郡御船町高木4494-46	096-282-4180 096-282-4180
八代圏域地域療育センター	866-0863 八代市西松江城町2-17 八代市のぞみ母子センター	0965-35-4766 0965-35-4766
水俣芦北圏域地域療育センター	867-0021 水俣市平町1-3-3 光明童園内	0966-84-9540 0966-84-9541
人吉球磨地域療育センター	868-0081 人吉市上林町1178-7 スイスイなかま内	0966-24-3288 0966-24-3288
天草地域療育センター	863-0043 天草市亀場町亀川1886-2	0969-23-7049 0969-22-4985



(12) 発達障がい者支援センター

発達障がい児（者）及びその家族等からのご相談に応じています。

熊本県北部発達障がい者支援センター「わっふる」

（菊池郡大津町室213-6 さくらビル2階）

【問い合わせ先】TEL：096-293-8189 FAX：096-293-8239

【開所時間】月～金曜日：午前9時～午後5時

祝日、年末年始を除く。

【対象】県北部地域（主に荒尾・玉名、山鹿、菊池、阿蘇、上益城）
にお住まいの方

熊本県南部発達障がい者支援センター「わるつ」

（八代市西片町1660 熊本県八代総合庁舎2階）

【問い合わせ先】TEL：0965-62-8839 FAX：0965-32-8951

【開所時間】月～金曜日：午前9時～午後6時

祝日、年末年始を除く。

【対象】県南部地域（主に宇城、八代、芦北・水俣、人吉・球磨、天草）
にお住まいの方

熊本市にお住まいの方は

熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」

（熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと2階）

TEL：096-366-1919 FAX：096-366-1900

[利用時間]月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

祝日、年末年始を除く。

熊本市子ども発達支援センター

（熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと2階）

TEL：096-366-8240 FAX：096-366-8260

[利用時間]月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

祝日、年末年始を除く。

(13) 熊本県医療的ケア児支援センター

(熊本大学病院小児在宅医療支援センター)

(熊本市中心区本荘1-1-1)

【問い合わせ先】TEL：096-373-5653 又は 096-373-5448

メールアドレス：info@kumamoto-children.net

【開所時間】月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～午後5時
祝日、年末年始を除く。

医療的ケア児(者)とその家族などからのご相談に応じています。

(14) 熊本県ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」

(熊本市中心区月出3丁目1-120 熊本県精神保健福祉センター内)

【問い合わせ先】TEL：096-386-1177 FAX：096-386-1256

【受付時間】月・火・木曜日：午前9時～正午、午後1時～午後3時
祝日・年末年始を除く。

ひきこもりでお悩みの本人、家族などからのご相談に応じています。

熊本市中心にお住まいの方は
熊本県ひきこもり支援センター「りんく」
(熊本市中心区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと3階)
TEL：096-366-2220 FAX：096-366-2225

[受付時間]月～金曜日：午前9時～午後4時
祝日・年末年始を除く。

(15) 熊本県精神保健福祉センター(熊本市中心区月出3丁目1-120)

【問い合わせ先】TEL：096-386-1166 FAX：096-386-1256

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後4時
祝日、年末年始を除く。

心の悩みからうつ病や依存症等の精神疾患の相談まで幅広く専門的に
ご相談に応じます。

熊本市中心にお住まいの方は
熊本県こころの健康センター
(熊本市中心区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと3階)
[相談電話]096-362-8100(月～金曜日：午前9時～午後4時)

(16) 熊本こころのケアセンター (熊本市東区月出3丁目1-120)

【相談電話】 096-386-1166 FAX : 096-386-1256

【受付時間】 月～金曜日 : 午前9時～午後4時

熊本地震による被災者の心の問題へ対応するため、訪問や来所による相談、心の健康に関する講演会やパンフレットの配付等の普及啓発活動、被災者を支援する方への支援等を行います。

(17) 熊本いのちの電話

自殺予防いのちの電話 : 0120-783-556

(毎日午後4時～午後9時、
毎月10日午前8時～翌日午前8時)

熊本いのちの電話 : 096-353-4343 (毎日24時間対応)

自殺をはじめとする精神的困難に直面している方に対して電話でご相談に応じています。

(18) 熊本こころの電話相談 (公益社団法人熊本県精神保健福祉協会)

【相談電話】 096-285-6688

【受付時間】 午前11時～午後6時30分 (年中無休)

こころの悩みについて、研修を重ねたカウンセラーが電話でご相談に応じています。

(19) こころの悩み相談@熊本県 (SNS相談)

【受付時間】 毎週月・水・金曜日の午後6時～午後10時 (年末年始除く)
右のQRコードから友達登録して相談を開始してください。

(LINEで相談する。)



(2 0) 熊本県こころの悩み電話相談

【相談電話】0570-030-556

【受付時間】平日：午後6時～翌日午前9時

土日祝：24時間（年中無休）

(2 1) 熊本県精神科救急情報センター

【相談電話】096-385-9939

【受付時間】

土、日、祝日及び12月29日～1月3日：午前9時～翌日午前9時

平日（夜間のみ）：午後5時～翌日午前9時

夜間・休日において、精神疾患を有する方や、そのご家族などから電話による緊急的な精神医療相談を受け付けます。相談内容から、適切な助言等を行い、必要に応じて医療機関の紹介等を行います。

(2 2) 障がい児者の歯科診療

熊本県歯科医師会 口腔保健センター（熊本市中央区坪井2丁目3-6）

【問い合わせ先】TEL：096-343-4382

【歯科医療全般】

通常の医療機関の施設・機能では、十分に治療することが困難な心身障がい児・者の方の治療を行います。

【口腔衛生指導】

口腔衛生向上のために歯磨き指導等を行うとともに、歯科診療に対する不安や恐怖心を取り除くような対応を心がけています。

障がい児者歯科診療対応施設

県内で障がい児者にも対応した歯科医院についての情報が一般社団法人熊本県歯科医師会ホームページに掲載されています。お住まいの地域ごとに検索することができますので、ご活用ください。

【障がい児者歯科診療対応施設一覧】

一般社団法人熊本県歯科医師会ホームページ <http://www.kuma8020.com/>

(23) 熊本県難病相談・支援センター（熊本市東区東町4丁目11-1）

【問い合わせ先】 TEL：096-331-0555 FAX：096-369-3080

【受付時間】 月～金曜日：午前9時～午後4時
祝日・年末年始を除く。

【メールアドレス】 nanbyo-0555@extra.ocn.ne.jp

難病を抱える方々のご相談に、電話・面談・メール等で対応していません。就労支援も行っています。

熊本市の各区役所福祉課や県内保健所のほか、熊本県難病医療相談員（熊本大学病院・熊本再春医療センター・熊本南病院）でもご相談に応じています。

(24) 医療安全相談窓口（熊本県医療政策課内）

【相談電話】 096-383-7020 FAX：096-385-1754

【受付時間】 月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～午後4時
祝日・年末年始を除く。

【メールアドレス】 iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

医療に関する心配事やさまざまなご相談に応じるとともに、中立的な立場から助言や情報提供を行っています。

熊本市にお住まいの方は
熊本市医療安全相談窓口（熊本市保健所医療政策課内）
【相談電話】096-211-4756 FAX：096-371-5172
（月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～午後3時）

(25) 高次脳機能障害支援センター（熊本託麻台リハビリテーション病院）

【相談電話】 096-381-5142

【受付時間】 月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～午後4時
祝日及び年末年始を除く。

事故や病気による脳の損傷で起きる高次脳機能障害に悩む人を総合的に支援するため、県では高次脳機能障害支援センターを熊本託麻台リハビリテーション病院内に設置しています。

専門の相談窓口を設け、医師や臨床心理士、常駐の支援コーディネーターが本人や家族、医療機関、行政関係者などからの相談に対応しています。

(26) 障がいを理由とした差別等に関する相談（特定相談）

【広域専門相談員】熊本県庁障がい者支援課内

【相談電話】096-333-2244 FAX：096-383-1739

【受付時間】月～金曜日：午前9時～午後5時 祝日・年末年始を除く。

【メールアドレス】tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

【地域相談員】お住まいの市町村担当窓口にお尋ねください。

(1～3 ページ掲載)

【障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例】

障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活を送り、社会に参加できるように、障がいを理由とした不利益な取り扱いを受けることのない、安心して暮らすことができる地域づくりを進める必要があります。

県では、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進することにより、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）づくりに取り組んでいます。

この条例には、障がいのある人への理解を深め、その権利を擁護するために重要な4つのポイントがあります。

ポイント 不利益取扱いの禁止

障がいのある人に対して「不利益取扱い」となる行為を、日常生活、社会生活における8つの分野について具体的に掲げ、「してはならない」として禁止しています。（福祉サービス、医療、商品の販売・サービスの提供、労働者の雇用、教育、建物等・公共交通機関の利用、不動産の取引、情報の提供等）

ポイント 社会的障壁の除去のための合理的な配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活において受けている制限や制約（社会的障壁）をなくすための必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」といいます。）が、負担が重すぎることとならない範囲で、県民の皆さんによって行われなければならないとしています。

ポイント 相談体制及び個別事案解決の仕組み

「不利益取扱い」や「合理的配慮」、虐待についての相談体制、「不利益取扱い」についての個別事案解決の仕組みを設け、県に設置される委員会や相談員が、第三者的な立場で当事者の方々とともに問題の解決を図ります。

ポイント 県民の理解の促進

障がいのある人に対する差別や暮らしにくさは、障がいのある人に対する誤解や偏見、無理解によって起こっています。

そうした誤解や偏見をなくし、障がいのある人に対する県民の皆さんの理解を深めるため、これまで以上に啓発活動を進め、障がいのある人となし人との交流の機会をつくるなどの取組を進めていきます。

なお、相談に関しては、専門職員である「広域専門相談員」と地域の身近な相談役である「地域相談員」を配置しています。

これらの相談員は、中立かつ公正な立場で、必要な事実確認を行いながら、相談の内容によっては当事者それぞれの意見を十分お聴きし、問題解決のための助言を行いながら解決策を検討します。

(27) 障がい者虐待に関する相談

すべての障がい者虐待の通報・届出、障がい者虐待に関する相談

【通報・届出先】お住まいの市町村障害者虐待防止センター

(21～22 ページ掲載)

使用者による障がい者虐待の通報・届出

【通報・届出先】熊本県障がい者権利擁護センター

TEL：096-333-2244（熊本県庁障がい者支援課内）

障がい者に対する虐待は、障がい者を養護する家族や障がい者福祉施設の職員、勤め先の事業主などによる暴力や暴言、賃金の不払いなど、様々なケースがあります。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)では、こうした障がい者に対する虐待の防止と早期対応のため、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに通報することが義務として定められています。

虐待の種類 養護者による障がい者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人などによる虐待のことです。

虐待の種類 障害福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等で働いている職員による虐待のことです。

虐待の種類 使用者による障がい者虐待

障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

【障がい者虐待に関する各市町村の相談窓口】

市町村名	窓口名称	平日昼間 連絡先	休日夜間 連絡先
熊本市	熊本市障がい者虐待防止センター	096-326-9111	096-326-9111
八代市	八代市障がい者虐待防止センター	0965-35-0294	0965-33-4111
人吉市	人吉市福祉課	0966-22-2111	0966-22-2111
荒尾市	荒尾市福祉課福祉係	0968-63-1406	0968-63-1111
水俣市	水俣市障害者虐待防止センター	0966-61-1650	0966-63-1111
玉名市	玉名市障がい者虐待防止センター	0968-75-1399	0968-75-1111
山鹿市	山鹿市障害者虐待防止センター	0968-43-0052	0968-43-0052
菊池市	菊池市障がい者虐待防止センター	0968-25-6601	0968-25-6601
宇土市 宇城市 美里町	宇城圏域障害者虐待防止センター	0964-27-5985	080-8390-7659
上天草市	上天草市障がい者虐待防止センター	0969-28-3373	0969-56-1111
阿蘇市	阿蘇市障がい者虐待防止センター	0967-22-3167	0967-22-3111
合志市	合志市障がい者虐待防止センター	096-248-1100	080-8556-2922
天草市	天草市障がい者虐待防止センター	0969-32-6071	0969-23-1111
玉東町	玉東町障がい者虐待防止センター	0968-85-3183	0968-85-3150
南関町	南関町障害者虐待防止センター	0968-57-8503	0968-57-8503
長洲町	長洲町障がい者虐待防止センター	0968-78-3135	0968-78-3135
和水町	和水町障害者虐待防止センター	0968-86-5724	0968-86-5724
大津町	大津町障害者虐待防止センター	096-293-3510	096-293-3111
菊陽町	菊陽町障害者虐待防止センター	096-232-4913	096-232-2080
南小国町	南小国町障がい者虐待防止センター	0967-42-1117	0967-42-1111
小国町	小国町障害者虐待防止センター	0967-46-2116	0967-46-2116
産山村	産山村障害者虐待防止センター	0967-25-2212	0967-25-2212
高森町	高森町障害者虐待防止センター	0967-62-1111	0967-62-1111
西原村	西原村障害者虐待防止センター	096-279-3113	096-279-3111
南阿蘇村	南阿蘇村虐待防止センター	0967-67-2702	0967-67-1111
御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町	上益城圏域障害者虐待防止センター	096-234-3221	096-234-3221

市町村名	窓口名称	平日昼間 連絡先	休日夜間 連絡先
氷川町	氷川町障害者虐待防止センター	0965-52-5852	0965-52-5852
芦北町	芦北町障害者虐待防止センター	0966-82-2511	0966-82-2511
津奈木町	津奈木町障害者虐待防止センター	0966-78-3115	0966-78-3111
錦町	錦町障害者虐待防止センター	0966-38-1112	(夜間) 0966-38-1158 (休日) 0966-38-1111
多良木町 湯前町 水上村	上球磨障害者虐待対応窓口	0966-42-6006	0966-42-6006
相良村	相良村障害者虐待防止センター	0966-35-1032	0965-35-1032
五木村	五木村保健福祉課	0966-37-2214	0966-37-2214
山江村	山江村障がい者虐待防止センター	0966-23-3978	0966-23-3111
球磨村	球磨村障害者虐待防止センター	0966-32-1112	0966-32-1111
あさぎり町	あさぎり町障がい者虐待防止センター	0966-45-7214	0966-45-1111
苓北町	苓北町障がい者虐待防止センター	0969-35-1111	0969-35-1111



(28) 障がい者110番

【相談専用番号】 096-354-4110 (TEL・FAX 兼用)
【メールアドレス】 toiawase@kumashinren.com
【来所による相談】 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会
(熊本市中央区南千反畑町 3-7)
【受付時間】 月・水・金曜日：午後1時～午後5時
祝日・年末年始を除く。

常設の相談窓口を置き、障がい者又は家族等関係者からの、障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に対応して、必要な助言を行い、内容に応じて専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関の紹介、取り次ぎ等を行います。

例) 生命、身体に対する危害に関すること。

財産に対する侵害、相続に関すること。契約に関すること。

雇用、勤務条件に関すること。職場、施設での人権に関すること。

(29) 福祉サービスに関する苦情相談窓口

【相談専用番号】 TEL : 096-324-5471 FAX : 096-355-5440
【メールアドレス】 tekiseika@kumashakyo.jp
【来所による相談】 熊本県総合福祉センター5階 熊本県運営適正化委員会
(熊本市中央区南千反畑町 3-7)

障害福祉サービスを利用している中で生じた苦情(事業者との話し合いでは解決できない苦情又は直接事業者には話しにくい苦情)やご相談を受け付け、内容を確認し、必要に応じ事業者への事情調査を行うほか、苦情解決に向けたあっせんを行います。



(3 0) 成年後見制度に関する相談窓口

【問い合わせ先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

各家庭裁判所 法定後見について（25ページ掲載）

各公証役場 任意後見について（25ページ掲載）

熊本県弁護士会

高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談

TEL：0120-57-9960 月・木曜日：午後1時～4時 祝祭日除く

高齢者・障がい者のためのなんでも相談箱

FAX：096-325-0914（申込は24時間受付可）

相談申込から土日祝日を除く24時間以内に、担当弁護士が電話で連絡。

成年後見制度以外の相談もお受けしています。

年末年始及びお盆期間中は休止することがあります。

公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート熊本支部

TEL：096-364-2889 FAX：096-363-1359

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート熊本支部において司法書士による成年後見無料相談会が行われています。

【ほっとラインくまもと相談専用電話】096-361-2944

【面談による相談】熊本県司法書士会館2階

（熊本市中央区大江4丁目4-34）

【受付時間】毎月第2・第4水曜日：午後5時30分～午後7時30分

一般社団法人熊本県社会福祉士会 ぱあとなあ熊本

TEL：096-285-7761 FAX：096-285-7762

知的障がい・精神障がい・認知症などによって判断能力が十分でない方の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、日常生活において財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれることが無いように保護し支援する制度です。

例えば、介護契約等の身上監護を目的とする法律行為や預貯金の管理等の財産管理に関する法律行為を援助するものです。

【法定後見】

本人の判断能力に応じて、後見（判断能力がほとんどない）・保佐（判断能力が著しく不十分）・補助（判断能力が不十分）の3類型があり、それぞれに支援者として成年後見人・保佐人・補助人が決定されます。

【法定後見に関する問い合わせ先】

名称	所在地	TEL
熊本家庭裁判所	860-0001 熊本市中央区千葉城町3-31	096-206-5091
玉名支部	865-0051 玉名市繁根木54-8	0968-72-3037
山鹿支部	861-0501 山鹿市山鹿280	0968-44-5141
阿蘇支部	869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2476 - 1	0967-22-0063
八代支部	866-8585 八代市西松江城町1 - 41	0965-32-2175
人吉支部	868-0056 人吉市寺町1	0966-23-4855
天草支部	863-8585 天草市諏訪町16-24	0969-23-2004
御船出張所 (受付のみ)	861-3206 上益城郡御船町辺田見1250-1	096-282-0055
高森出張所	869-1602 阿蘇郡高森町高森1385-6	0967-62-0069
水俣出張所	867-0041 水俣市天神町1-1-1	0966-62-2307
牛深出張所	863-1901 天草市牛深町2061-17	0969-72-2540

【任意後見】

本人が判断能力のあるときに、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理等について代理権を与える「任意後見契約」を公正証書で結んでおきます。

【任意後見に関する問い合わせ先】

名称	所在地	TEL
熊本公証人合同役場	862-0976 熊本市中央区九品寺2丁目1-24 3階	096-364-2700
八代公証役場	866-0861 八代市本町2-4-29	0965-32-6289
天草公証役場	863-0037 天草市諏訪町2-10-1階	0969-22-3666

(3 1) 障害者就業・生活支援センター

就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口での相談又は職場や家庭訪問による助言を行います。熊本県内に6か所ある下記センターで実施しています。

相談・支援料は無料です。職業のあっせん（紹介）は行っていません。

【就業支援】

- ・求職活動、職場定着など就業に関する相談
- ・就職に向けた準備（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・事業所に対する障がい者の雇用管理に係る助言

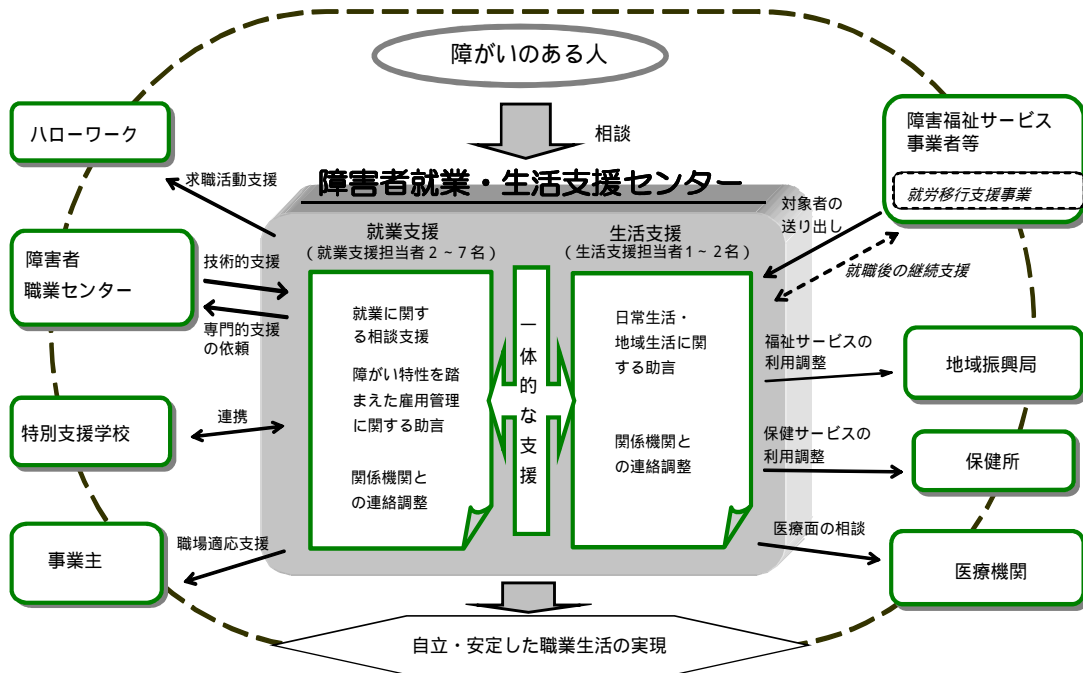
【生活支援】

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

【県内障害者就業・生活支援センター】

名称	所在地 メールアドレス	TEL FAX
熊本障害者就業・生活支援センター くまもと障がい者ワーク・ライフサポートセンター 「縁(えん)」	862-0959 熊本市中央区白山2-1-1 白山堂ビル104号室	096-288-0500 096-288-0501
	shugyo-kumamoto8@diary.ocn.ne.jp	
熊本県南部障害者就業・生活支援センター 「結(ゆい)」	866-0831 八代市萩原町2-7-2	0965-35-3313 0965-45-5233
	nanbu-yui@cup.ocn.ne.jp	
熊本県北部障害者就業・生活支援センター 「がまだす」	861-1331 菊池市隈府469-10 総合福祉センター2階	0968-25-1899 0968-25-6602
	gamadasu@kikuaikai.org	
熊本県有明障害者就業・生活支援センター 「きずな」	865-0064 玉名市中1935-1 山田建材ビル1階A号室	0968-71-0071 0968-85-7337
	kizuna@teenor.ocn.ne.jp	
熊本県天草障害者就業・生活支援センター	863-0001 天草市本渡町広瀬99-1	0969-66-9866 0969-66-9877
	support.yu-sui@bz03.plala.or.jp	
熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター 「みなよし」	867-0043 水俣市大黒町2-3-18 エムズシテイー4階	0966-84-9024 0966-84-9028
	minayoshi@minamata-sj.or.jp	

障害者就業・生活支援センターによる支援 体系図



(3 2) 熊本障害者職業センター (熊本市中央区大江 6 丁目 1 - 3 8)

(独立法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部)

【問い合わせ先】 TEL : 096-371-8333 FAX : 096-371-8806

【来所相談】 熊本市中央区大江 6 丁目 1-38 ハローワーク 4 階

【受付時間】 月～金曜日：午前 8 時 45 分～午後 5 時

祝日・年末年始を除く。

地域のハローワーク等と連携して、障がいのある方に対して就職に向けた職業評価・職業相談等から、就職後の職場適応指導まで、職業リハビリテーションに関する業務を行います。

また、事業主の方に対し、雇用管理に関する助言・援助を行います。



(33) 公共職業安定所（ハローワーク）

障がい者の求職活動を支援するにあたり、就職に対する不安を和らげるために、専門員による入念な職業相談を行っています。

職業紹介にあたっては、トライアル雇用の活用を図ったり、就職後も長く職場に定着できるよう、地域の就労支援機関等と連携して、障がい者の希望等に適合した職業の紹介に努めています。

また、障がい者専門の窓口による相談や手話協力員を配置するなどにより、きめ細かな支援を行っています。

名称及び障がい者担当部門	所在地	TEL FAX
熊本公共職業安定所（職業相談第三部門）	862-0971 熊本市中央区大江6-1-38	096-371-8265 096-371-0615
上益城出張所（職業紹介部門）	861-3206 上益城郡御船町辺田見395	096-282-0077 096-282-3927
八代公共職業安定所（職業紹介部門）	866-0853 八代市清水町1-34	0965-31-8609 0965-35-1571
菊池公共職業安定所（就職支援部門）	861-1331 菊池市隈府771-1	0968-24-8609 0968-24-8613
玉名公共職業安定所（就職支援部門）	865-0064 玉名市中1334-2	0968-72-8609 0968-72-4051
天草公共職業安定所（求人・専門援助部門）	863-0050 天草市丸尾町16-48	0969-22-8609 0969-24-1051
球磨公共職業安定所（求人・専門援助部門）	868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609 0966-24-8552
宇城公共職業安定所（求人・専門援助部門）	869-0502 宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609 0964-32-0693
阿蘇公共職業安定所（職業紹介部門）	869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2318-3	0967-22-8609 0967-22-4775
水俣公共職業安定所（職業紹介部門）	867-0061 水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609 0966-63-2188

(34) 障がい者結婚相談

【問い合わせ先】 TEL：096-354-7371 FAX：096-354-4136
 【来所相談】 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会
 （熊本市中央区南千反畑3-7）
 【受付時間】 月～金曜日：午前9時～午後4時
 祝日、年末年始を除く。

障がい者の結婚に関するご相談に応じます。（電話相談・来所相談）

2 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課、各総合出張所（市長から交付）

身体障害者手帳は、申請に基づいて、目、耳、手足、内臓などに永続する障がいがあり、障がい認定基準に該当する方に、身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、知事から交付されます。

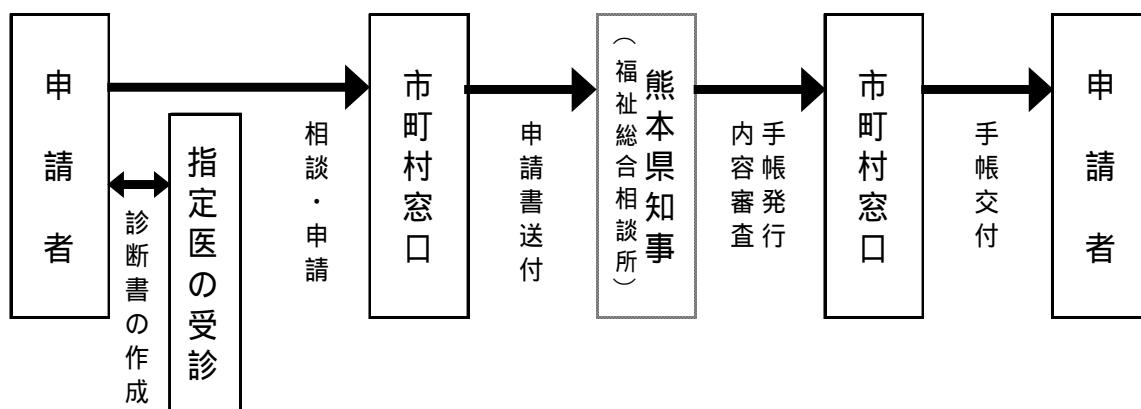
【障がいの範囲】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人。

【障がいの程度】

（重度の側から）1級から6級まで

【申請の流れ】



【手続きについて】

各申請書や変更届、診断書の様式はお住まいの市町村担当窓口にあります。再認定が必要な方は、手帳交付時に併せてお渡しする再認定通知書に記載された期日までに再交付申請が必要です。

新規に申請するとき

- 交付申請書
- 指定医が作成した診断書
- 本人の写真
（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。1年以内のもの）
- マイナンバー関連書類

再交付の申請をするとき

(障がいの程度変更、障がい追加、再認定、紛失・破損)

交付申請書

指定医の作成した診断書(障がいの程度変更、障がい追加、再認定)

本人の写真

(縦4cm・横3cm、脱帽して上半身を写したもの。)

マイナンバー関連書類

お持ちの身体障害者手帳(紛失を除く。)

手帳に記載の住所や氏名などの変更があったとき

変更届

お持ちの身体障害者手帳

手帳の返還について

次のいずれかの場合は、手帳の返還手続きが必要です。

手帳をお持ちの方が死亡した場合

15条指定医の診断を受けた際に、障がいの程度が該当しなくなったとの診断があった場合

手帳を持つ必要がなくなった場合

(2)療育手帳

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口(1~3ページ掲載)

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課・各総合出張所(市長から交付)

療育手帳は、申請に基づいて、知的障がい児・者の方に福祉手帳として知事から交付されます。

【対象となる障がい】

一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それがおおむね18歳までに現れるもの。

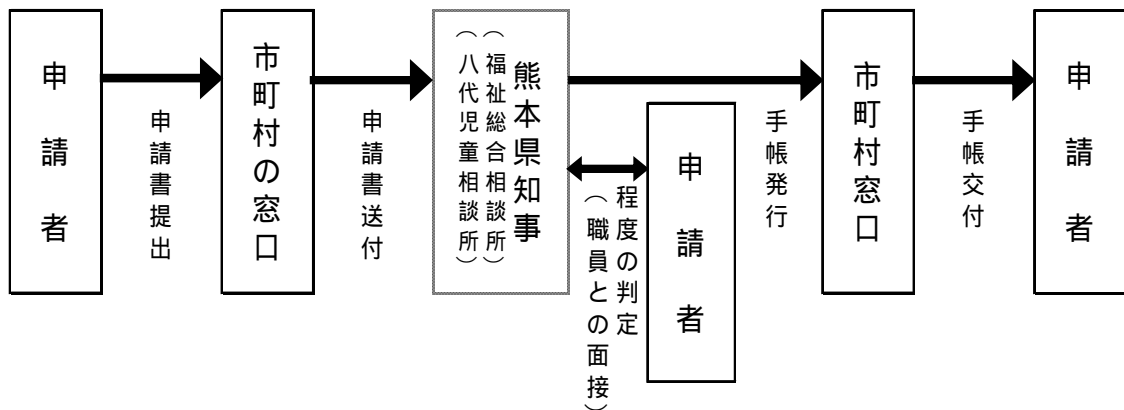
【障がいの程度】

A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)

【障がいの程度の判定】

県福祉総合相談所または八代児童相談所の職員が申請者と直接会って面接を行います。(「知能・発達の程度」と、「日常生活能力の程度」、「介護度」によって総合的に判定。)

【申請の流れ】



【手続きについて】

各申請書や変更届、診断書の様式はお住まいの市町村担当窓口にあります。

新規に申請するとき

- 交付申請書
- 本人の写真
(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。)
- マイナンバー関連書類

手帳の記載欄に余白がなくなったとき

手帳を紛失・破損したとき(再交付)

- 再交付申請書
- 本人の写真
(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。)
- お持ちの療育手帳
手帳の写真が古くなった場合も再交付申請可能。
- マイナンバー関連書類

手帳に記載の住所や氏名などに変更があったとき

- 記載事項変更届
- お持ちの療育手帳

手帳の再判定を受けるとき

- 再判定申請書
- 本人の写真(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。)
- お持ちの療育手帳
- マイナンバー関連書類

- 再判定が必要な方には、手帳に「次の判定年度」が記載されています。「次の再判定年度」内に、判定を受けなければ手帳が使えなくなる場合がありますので、再判定を必ず受けてください。
- 再判定を受けた場合は、判定年月日の翌日から新しい障害の程度が適用されます。

手帳の返還について

次のいずれかの場合は、手帳の返還手続きが必要です。

- 手帳の交付を受けた方が交付対象者に該当しなくなった場合
- 手帳の交付を受けた方が死亡した場合
- 手帳を持つ必要がなくなった場合
- 他県へ転出後、その県の手帳の交付を受けた場合

(3) 精神障害者保健福祉手帳

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課・各総合出張所（市長から交付）

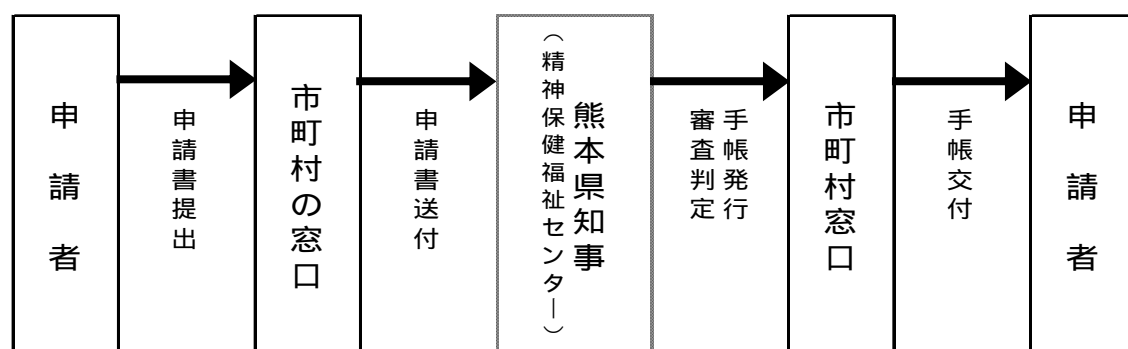
精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対して福祉手帳として知事から交付されます。

申請者は精神障がい者本人です。
(ただし、家族や医療機関職員等が申請手続きを代行することは可能です。)

【障がいの等級】（重い方から）1級・2級・3級

【障がいの等級の判定】 熊本県精神保健福祉センター

【申請の流れ】



【手続きについて】

各申請書や診断書の様式はお住まいの市町村担当窓口にあります。

新規に申請するとき

(「医師の診断書」または「障害年金の関連書類」のどちらかにより申請が可能です。)

申請書

本人の写真

(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。1年以内のもの)

次の(1)又は(2)

(1) 医師の診断書

精神保健指定医その他精神障がいの診断または治療を行う医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点の診断書。

(6か月に1回以上の通院等が必要。)

(2) 障害年金の関連書類

・ 障害年金証書の写し

・ 年金振込通知書の写し(直前のもの)

・ 年金照会に関する同意書

マイナンバーに係る確認書類

マイナンバーによる情報連携の結果、再照会が必要な場合、直近の障害年金証書(精神障害を受給事由とする)の写し。

更新・障がい等級の変更申請をするとき

- ・ 有効期間の延長を希望する場合 2年ごとに更新する必要があります。
- ・ 有効期限の3か月前から手続きを行うことができます。
- ・ 必要書類は、新規に申請するときと同じです。(更新・変更の際には写真は不要です。)

手帳を紛失・破損したとき(再交付)

再交付申請書

本人の写真

(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。1年以内のもの)

(破損・汚損した場合)お持ちの精神障害者保健福祉手帳

転入による住所変更があったとき

(他県や熊本市から県内市町村への転入)

申請書

記載事項変更届・再交付申請書

旧手帳の写し

本人の写真

(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもの。1年以内のもの)

マイナンバーに係る確認書類

手帳に記載の住所(熊本市を除く県内市町村間の住所変更)や氏名などに変更があったとき

記載事項変更届・再交付申請書

お持ちの精神障害者保健福祉手帳

マイナンバーに係る確認書類

手帳の返還について

手帳をお持ちの方が死亡した場合

有効期限が切れ、更新を希望しない場合

手帳を持つ必要がなくなった場合

交付対象者に該当しなくなった場合

更新や等級変更申請により等級が変わり、新たな手帳の交付を受けた場合

他県や熊本市からの転入後、新たな手帳の交付を受けた場合



3 医療費等助成制度

(1) 自立支援医療

更生医療

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方に対して、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される更生のために必要な医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。

【対象医療例】

- ・視覚障がい：角膜混濁（角膜移植術）
- ・聴覚障がい：感音性難聴（人工内耳手術）
- ・言語障がい：顎口蓋形成術
- ・肢体不自由：関節拘縮・関節硬直（形成術・人工関節置換術）
- ・内部障がい：腎臓（人工透析療法）、小腸（中心静脈栄養法）
肝臓（肝臓移植術）、心臓（ペースメーカー埋め込み手術）

【自己負担額】

原則として、医療費の1割負担

所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。

育成医療

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所保健子ども課

身体に障がいを有するか、現存する疾患を放置すると将来、障がいを残すと認められる18歳未満の児童に対して、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる場合に、必要な医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。

【治療例】

視覚（水晶体摘出術）、聴覚（形成術）、言語（形成術）
肢体不自由（関節形成術）、内部障がい（人工透析療法、肝移植術）
その他の先天性内臓障がい（外科手術）

【自己負担額】

原則として、医療費の1割負担

所得に応じて、ひと月の自己負担上限月額が決められています。

精神通院医療

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

精神疾患（てんかんを含む）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある方に対し、その通院医療に係る医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。

【自己負担額】

原則として、医療費の1割負担

所得に応じてひと月の自己負担上限額が決められています。

（2）重度心身障がい児・者の医療費の助成

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

重度の心身障がい児（者）が社会保険等で医療を受けた場合に、その自己負担額について市町村が助成します。

【対象】

- ・身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方
- ・療育手帳A1、A2をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・福祉手当受給相当者

市町村により対象者及び助成内容が異なる場合があります。



(3) 指定難病に係る医療費の助成

【問い合わせ・申請先】

お住まいの地域を担当する保健所（6 ページ掲載）

熊本県健康づくり推進課 TEL：096-333-2210 FAX：096-383-0498

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

難病（発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたる療養が必要となる状態）のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病については、治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図ります。

疾病ごとに定められた審査基準に該当した場合は、患者の医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。

所得に応じて自己負担上限額が異なります。

助成対象とならない費用もあります。

【対象となる疾病】

令和元年7月1日現在、指定難病 3 3 3 疾病（パーキンソン病、クローン病、潰瘍性大腸炎など）

疾病一覧は、健康づくり推進課ホームページに掲載しています。

「**熊本県 難病対策**」で検索。

熊本県健康づくり推進課では、次の冊子

「指定難病の患者の皆さまのために（平成 30 年 4 月）」

「難病患者・家族のための災害対策ハンドブック」を作成しています。

(4) 小児慢性特定疾病に係る医療費の助成

【問い合わせ・申請先】

お住まいの地域を担当する保健所（6 ページ掲載）

熊本県子ども未来課 TEL：096-333-2209 FAX：096-383-1427

熊本市にお住まいの方は、各区役所保健子ども課

1 8 歳未満（引き続き治療が必要であると認められる場合は、2 0 歳未満）の児童で、小児慢性特定疾病にかかっており、疾病ごとに定められた審査基準に該当した場合は、患者の医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減します。

【対象となる疾病】

7 6 2 疾病（白血病、ネフローゼ症候群、1 型糖尿病など）

疾病の詳細については、「**小児慢性特定疾病情報センター**」で検索。

(5) 後期高齢者医療制度の 6 5 歳以上からの適用

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口 (1 ~ 3 ページ掲載)

熊本市にお住まいの方は、各区役所区民課

熊本県後期高齢者医療広域連合 TEL : 096-368-6511 FAX : 096-368-6577

後期高齢者医療制度は、原則として 7 5 歳以上の方に適用されますが、一定の障がいがある方については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより 6 5 歳からの適用が可能となります。

【一定の障がい】

- ・身体障害者手帳 1 ~ 3 級
- ・身体障害者手帳 4 級
(音声または言語機能の障がい・下肢障がいの 1、3 または 4 号)
- ・療育手帳 A 1、A 2
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級



4 公的手当・年金等

(1) 特別障害者手当（月額27,980円）

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は各区役所福祉課

【問い合わせ先】

お住まいの地域を担当する福祉事務所（7ページ掲載）

身体や精神（知的）に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給する手当です。

原則として毎年2月・5月・8月・11月に、それぞれ前月分までが支給されます。

所得による支給制限があります。

障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

(2) 障害児福祉手当（月額15,220円）

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は各区役所福祉課

【問い合わせ先】

お住まいの地域を担当する福祉事務所（7ページ掲載）

身体や精神（知的）に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して支給する手当です。

原則として毎年2月・5月・8月・11月に、それぞれ前月分までが支給されます。

所得による支給制限があります。

障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

(3) 経過的福祉手当 (月額15,220円)

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口 (1~3 ページ掲載)

熊本市にお住まいの方は各区役所福祉課

【問い合わせ先】

お住まいの地域を担当する福祉事務所 (7 ページ掲載)

昭和61年度障害基礎年金及び特別障害者手当の創設により、従来の福祉手当を受給していた在宅の20歳以上の方で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない方に支給する手当です。

原則として毎年2月・5月・8月・11月に、それぞれ前月分までが支給されます。

所得による支給制限があります。

障がいを支給事由とする年金(障害基礎年金・特別障害給付金等)を受給することとなった場合は受給喪失となります。

(4) 特別児童扶養手当 (月額 1級:53,700円・2級:35,760円)

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口 (1~3 ページ掲載)

熊本市にお住まいの方は各区役所福祉課

【問い合わせ先】

お住まいの地域を担当する福祉事務所 (7 ページ掲載)

身体又は精神(知的)に障がいを有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母、または父母にかわって養育している方に支給する手当です。

原則として毎年4月・8月はそれぞれ前月分まで、11月は当月分までが支給されます。

所得による支給制限があります。

障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。各種障害者手帳の対象とならない障がいも、手当の対象となる場合があります。

(5) 児童扶養手当

(月額) 児童一人の場合、全部支給：43,160円

一部支給：3,150円～10,180円

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口 (1～3ページ掲載)

熊本市にお住まいの方は各区役所保健子ども課

【問い合わせ先】

お住まいの地域を担当する福祉事務所 (7ページ掲載)

父または母と生計を同じくしていない児童を監護している父母
一定の障がいがある父または母をもつ児童などを監護している父母
 父母に代わってその児童(下線部)を養育している方
 に手当を支給します。

原則として毎年1月・3月・5月・7月・9月・11月にそれぞれ
 前月分までが支給されます。

所得による支給制限があり、全部支給・一部支給は所得額により決定し
 ます。

第2子以降は加算があります。

・第2子加算：10,190円～5,100円

・第3子以降：一人につき6,110円～3,060円加算

父母、養育者、または児童が公的年金などを受けられる場合は、
 支給が制限されます。

(6) 障害年金

【問い合わせ・申請先】

名称		所在地	TEL FAX
日本年金機構	熊本西年金事務所	860-8534 熊本市中央区千葉城町2-37	096-353-0142 096-351-5418
	熊本東年金事務所	862-0901 熊本市東区東町4-6-41	096-367-2503 096-368-5391
	玉名年金事務所	865-8585 玉名市松木11-4	0968-74-1612 0968-73-2549
	本渡年金事務所	863-0033 天草市東町2-21	0969-24-2112 0969-24-3449
	八代年金事務所	866-8503 八代市萩原町2-11-41	0965-35-6123 0965-32-8749
街角の年金相談センター熊本 対面相談のみ		860-0806 熊本市中央区花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル3階	096-206-2444

障害基礎年金（国民年金）

国民年金に加入している間に初診日（ 1 ）がある病気などで、法令により定められた障害等級（ 1 級・ 2 級）による障がいの状態にあり、保険料納付要件を満たしている場合は、障害基礎年金が支給されます。

また、 20 歳前の年金制度未加入期間や、 60 歳から 65 歳までの国民年金未加入期間に初診日がある場合も、一定の所得制限はありますが、障害基礎年金の請求が可能です。

お住まいの市町村の国民年金担当窓口（熊本市にお住まいの方は、各区役所区民課）にご相談ください。

障害厚生年金（厚生年金保険）

厚生年金に加入している間に初診日（ 2 ）がある病気やけがなどで、障害基礎年金の 1 級又は 2 級に該当する障がいの状態になったときで、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている場合は、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障がいの状態が 2 級に該当しない軽い程度の障がいのときは 3 級の障害厚生年金が支給されることがあります。

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、任意加入していなかった間に初診日（ 3 ）がある病気やけがなどで、障害基礎年金の 1 級又は 2 級に相当する障がいの状態にある方に支給されます。（所得制限あり）

1～3 共通「初診日」

障がいの原因となった病気やけがなどについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

【対象者】（任意加入期間の主なもの）

- ・平成 3 年 3 月以前の学生期間
- ・配偶者が厚生年金等に加入していた期間（昭和 61 年 3 月以前）
- ・海外在住期間 など

(7) 心身障害者扶養共済制度

【問い合わせ先】

熊本県障がい者支援課 総務班

TEL : 096-333-2250 FAX : 096-383-1739

心身障がい児(者)を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることにより、加入者に万一(死亡・重度障がいの状態)のことがあったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

【心身障がい児(者)とは】

次のいずれかに該当する障がいのある方

知的障がい

身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級に該当する障がい
精神または身体に永続的な障がいがある方で、その障がいの程度が
と同程度と認められる方

【加入できる方】

心身障がい児(者)を扶養する保護者で次の要件に該当する方

- ・加入者の住所が県内にあること
- ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ・加入者に特別な疾病または障がいがないこと
加入時に告知書による審査があり、場合によっては加入をお断りすることがあります。
障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。

掛金

掛金の金額は、加入者の加入時の年齢に応じて決まります。

平成19年度以前に加入された方は、下記の掛け金額と異なります。
制度の改正により掛金が改訂されることがあります。

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	掛金の月額(1口あたり) 平成20年度以降加入
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

【掛金の減免】

次のいずれかに該当する場合は、掛金の減免があります。

- ・生活保護を受けている世帯
- ・市町村民税が非課税となっている世帯 など

【掛金の免除】

次の両方に該当した場合は、掛金の免除となります。

- ・加入日（口数追加分については口数追加日から）から継続して20年
- ・加入者が4月1日時点で満65歳である年度（4月1日から翌年3月31日）の加入日に対応する日が到来したとき

年金給付金の支給

加入者が障がいのある方の生存中に死亡されたとき、または一定の要件により重度障がいの状態と認められたときは、障がいのある方の生涯にわたってその月から年金給付金が支給されます。

- ・1口加入 月額20,000円
- ・2口加入 月額40,000円

弔慰金の支給（加入者の生存中に障がいのある方が死亡されたとき）

1年以上加入した後に、加入者より先に障がいのある方が死亡されたときは、加入期間（口数追加分については口数追加日以後の加入期間）に応じて加入者に弔慰金が支給されます。（この場合、年金給付金は支給されません。）

加入期間	弔慰金の額（1口あたり）		
	平成19年度以前加入		平成20年度以降加入
	障がい者死亡日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

脱退一時金の支給（制度から脱退されたとき）

5年以上加入した後に、加入者からの申し出によりこの制度から脱退したとき、または加入口数を減らしたときは、加入期間（口数追加分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に脱退一時金が支給されます。

なお、この場合、年金給付金は支給されません。

口数毎に脱退することができますが、脱退した分の年金は支給されません。

加入期間	脱退一時金の額（1口あたり）		
	平成19年度 以前加入		平成20年度 以降加入
	脱退日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
5年以上10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
10年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

（8）生活福祉資金の貸付制度

【問い合わせ・申込み先】

お住まいの市町村社会福祉協議会（10～12ページ掲載）

障がい者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにします。

生活福祉資金の申込みは、個人ではなく、「世帯単位」で行っていただきます。

障がい者世帯：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯。

【留意事項】

- ・貸付には審査があります。
- ・貸付額については、資金を必要とする最低限の額となります。

	資金の種類	
	福祉費	緊急小口資金 生活困窮者自立支援制度窓口 への相談が要件
貸付限度額	貸付対象、資金用途により異なる。 貸付対象により上限額580万円	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要とする最低限の額 上限額10万円以内
措置期間	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日） から6月以内	貸付の日から2月以内
償還期間	20年以内 借入の目的等により異なる。	12月以内 借入の目的等により異なる。
利率	無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子

5 障害福祉サービス等

【問い合わせ・申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3 ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は各区役所福祉課

障害福祉サービス等には下記のような種類があります。

分類	サービスの種類	サービスの内容	
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助、入院時の支援等を総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援をします。
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などを行います。
		重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	日中活動系	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
		自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の維持向上のために必要な訓練を行います。
		自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労継続支援 A 型	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労継続支援 B 型	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結ばずに働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。
		就労定着支援	一般就労に移行した人が、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
		療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
		短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

分類		サービスの種類	サービスの内容
障害福祉 サービス 施設	居住系	自立生活援助	地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
		施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。
相談 支援		計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成等によりきめ細かな支援を行います。
		地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。
		地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。

下記については、障がい児も利用することができます。

【訪問系障害福祉サービス】

居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【日中活動系障害福祉サービス】

短期入所（ショートステイ）

【相談支援】

計画相談支援（上記のサービスを利用する場合）



障害児通所支援等には下記のような種類があります。

分類	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し（障害児支援利用援助）通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

上記サービスごとの事業者について、熊本県庁ホームページ内「障がい者支援課」の【施設・事業所・精神科病院一覧】に掲載しております。

熊本市内の事業所については、熊本市障がい保健福祉課ホームページに掲載されています。

(1) 障害福祉サービスの利用の仕方

【障害福祉サービス利用にかかる費用】

原則として費用の1割負担

ただし、所得に応じて上限が決められています。残りの9割は、市町村・県・国が負担するしくみです。

利用者負担の上限額

世帯収入によって、それぞれ負担の上限額が決められています。

対象	月額負担上限額
生活保護受給世帯の方	0円
市町村民税非課税世帯の方	0円
市町村民税所得割16万円未満 入所施設利用者(20歳以上)・グループホーム利用者を除く。	9,300円
市町村民税所得割16万円以上	37,200円

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方が複数いらっしゃる場合などでも、合算した額が一定額を超えた場合は高額障害福祉サービス等給付費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。

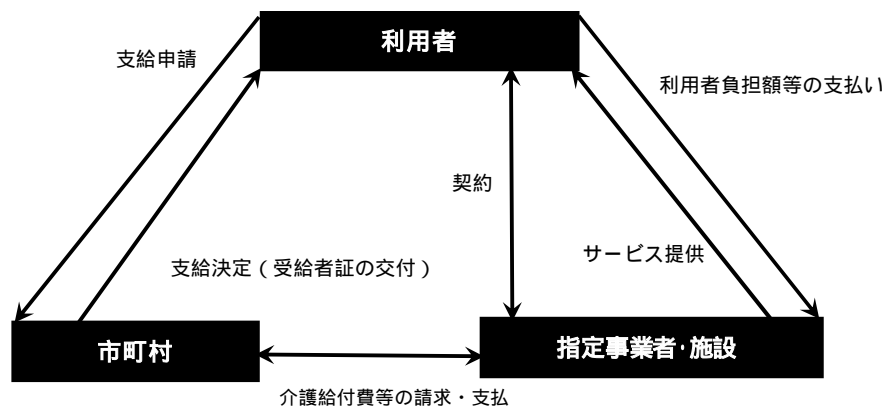
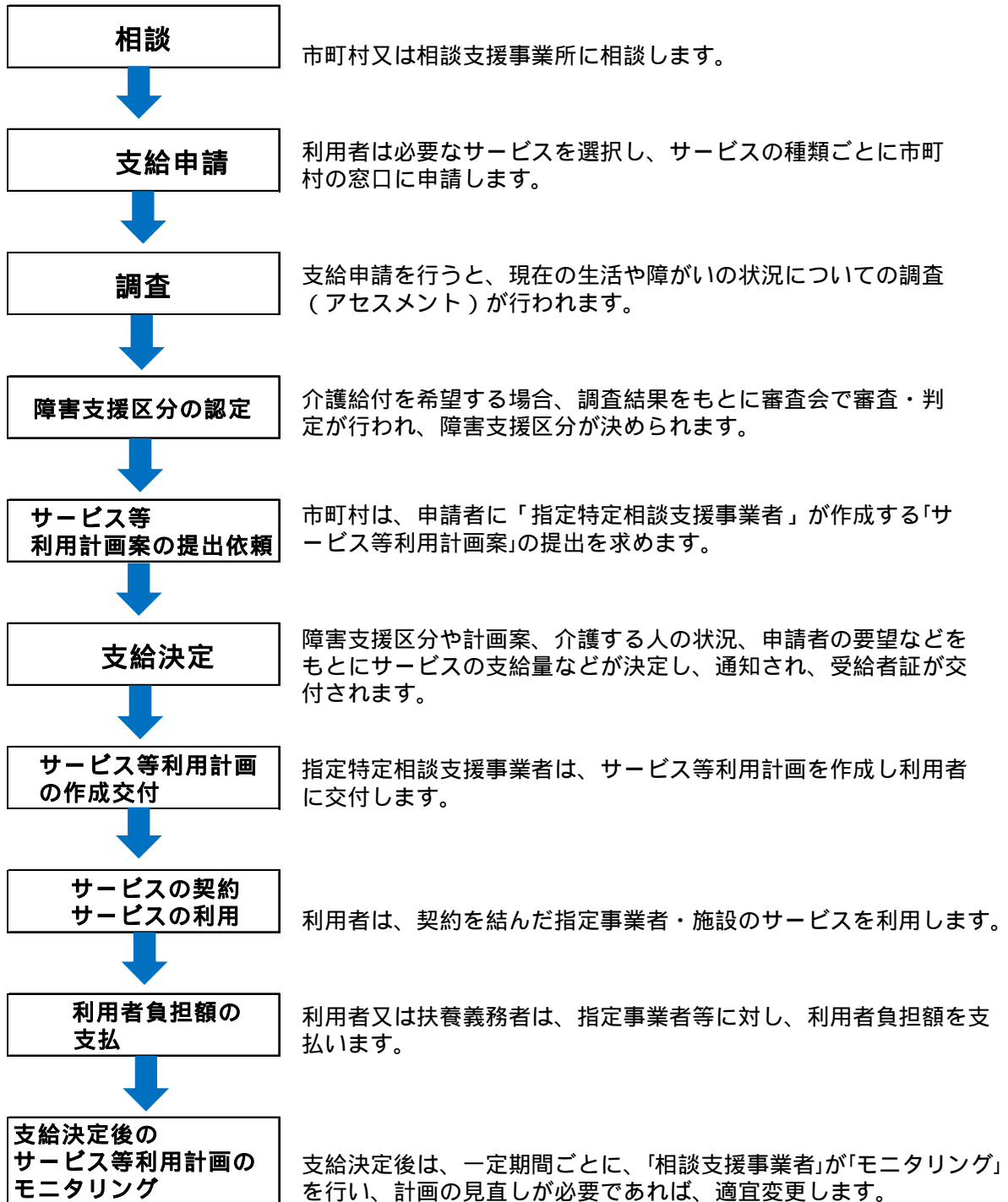
施設入所を利用する場合の食費や光熱水費は、全額自己負担となります。ただし、施設入所者で所得の低い方は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

その他、サービスにより、食事や日用品などの実費を支払う場合もあります。

グループホームの利用者が負担する家賃を対象として、所得の低い方は、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が支給され、負担が軽減されます。



【サービスの利用の仕方】



(2) 障がい児支援の利用の仕方

【障がい児支援等利用にかかる費用】

原則として費用の1割負担

ただし、所得に応じて上限が決められています。残りの9割は、市町村・県・国が負担するしくみです。

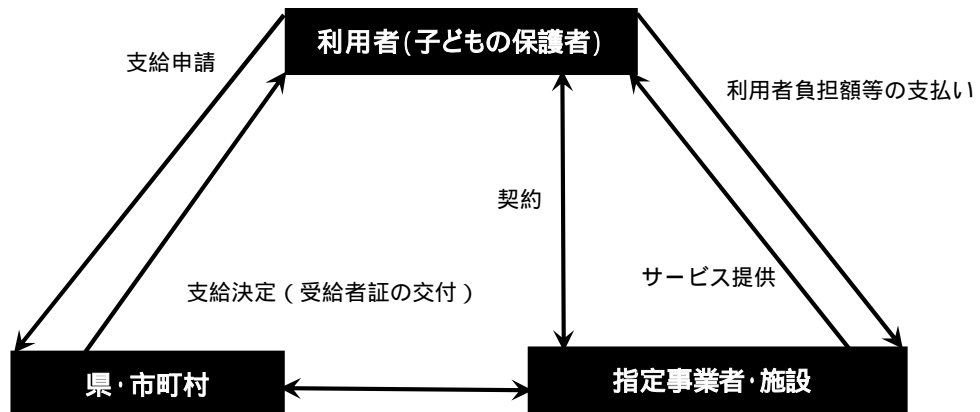
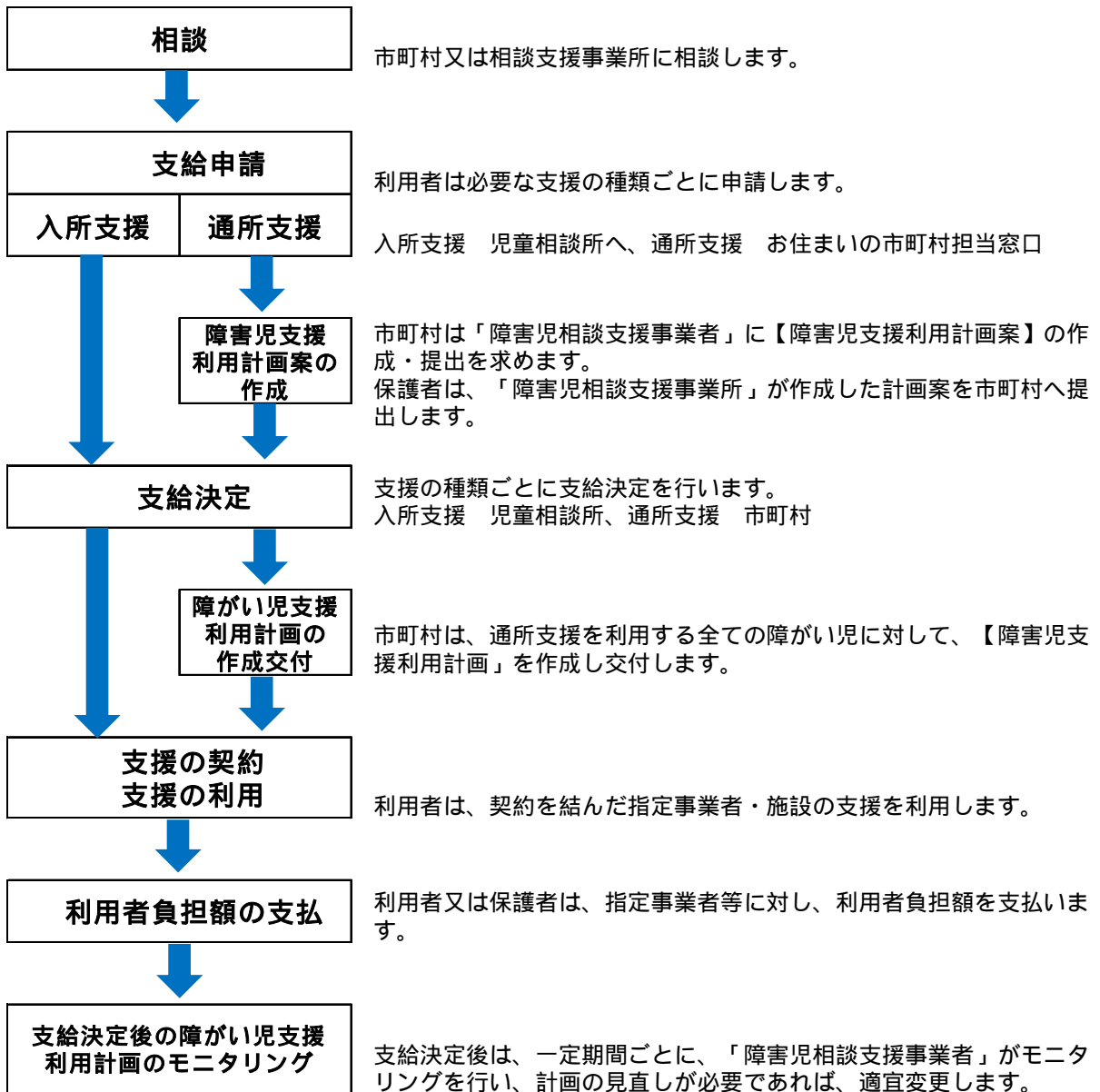
利用者負担の上限額

世帯収入によって、それぞれ負担の上限額が決められています

対象		月額負担上限額
生活保護世帯の方		0円
市町村民税非課税世帯の方		0円
保護者世帯の 市町村民税所得割28万円未満	通所施設、 ホームヘルプ利用の場合	4,600円
	入所施設利用の場合	9,300円
上記以外		37,200円



【サービスの利用の仕方】



障害児入所給付費等の請求・支払

(3) 補装具の購入（修理）費及び借受け費の支給

【問い合わせ・支給申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

補装具とは、身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具のことです。

補装具の購入や修理費の支給を受けるためには、各市町村役場の窓口へ支給申請をする必要があり、市町村長が必要と認めた場合に支給されます。

支給決定後、補装具製作（販売）業者が補装具を製作します。

【利用者負担】

原則として購入（修理）費の1割

ただし、世帯の所得に応じて一定の負担上限月額が設定されています。

障がい種別	補装具の種類（例）
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、車椅子、電動車椅子
心臓機能 障がい1級	電動車椅子
呼吸器機能 障がい1級	電動車椅子
肢体不自由及び 音声または言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
障がい児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

【介護保険との関係】

車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえについては、介護保険から貸与が受けられます。これらの品目について介護保険が適用になる場合は、原則として介護保険から貸与を受けてください。ただし、身体上の理由等で介護保険の貸与品が利用できない方は補装具としての給付を受けることが可能です。

(4) 聴覚障がいのある児童に対する補聴器の助成

【問い合わせ・支給申請先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童（難聴児）に対して、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【対象】

次の要件をすべて満たす18歳未満の難聴児

- ・熊本県内に住所を有していること
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ・補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断するもの

【助成内容】

- ・新たに補聴器を購入する経費
- ・別表に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費

【助成の額】

補聴器の種類に応じ別表に定める1台当たりの基準価格の範囲内で、補聴器を購入する経費の3分の2を限度に助成(所得による助成制限あり)。

【別表】

補聴器の種類	基準価格 (1台当たり)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用 ポケット型	43,200円	補聴器本体（電池を含む） イヤーマールド を必要としない場合 基準価格から9,000円を除く。	原則として 5年
耳かけ型	52,900円		
高度難聴用 ポケット型	43,200円		
耳かけ型	52,900円		
重度難聴用 ポケット型	64,800円		
耳かけ型	76,300円		
耳あな型 レディメイド オーダー型	87,000円 137,000円	補聴器本体（電池を含む）	
骨導式ポケット型	70,100円	補聴器本体（電池を含む） 骨導レシーバー ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	補聴器本体（電池を含む） 平面レンズ を必要としない場合 基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。

(5) 市町村地域生活支援事業・地域生活支援促進事業

【問い合わせ・利用申請先】

お住まいの市町村担当窓口 (1 ~ 3 ページ掲載)

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村では、以下のような事業を行います。下記のほか、各市町村が任意に実施している事業もあります。

意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳、代筆、代読、音声訳等を行う者の派遣等を行います。

移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

相談支援

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供などを行います。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な助言を行います。

成年後見制度利用支援

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費 (登記手数料、鑑定費用等) 及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助します。

日中一時支援

障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人等の日中における活動の場を提供します。

日常生活用具の給付・貸与

日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として、重度障がい児者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。(詳しい品目、対象者及び自己負担額はそれぞれの市町村が決定します。)

【日常生活用具】

用具の種別	日常生活用具の種類（例）
介護・訓練	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト 訓練用ベッド（児のみ）、訓練いす（児のみ）
自立生活	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、特殊便器 移動・移乗支援用具、火災警報機、自動消火器、電磁調理器 歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養	透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、盲人用体重計 酸素ポンプ運搬車、盲人用体温計(音声式)
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器、点字ディスプレイ 点字タイプライター、点字図書、視覚障がい者用ポータブルレコーダー 福祉電話(貸与)、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、ファックス(貸与) 視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、盲人用時計 聴覚障がい者用情報受信装置、人工咽頭 視覚障がい者用ワードプロセッサ
排泄管理	ストーマ用装具(ストーマ用品、洗腸用具)、収尿器 紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品)
居宅生活動作補助	住宅改修



地域活動支援センター

地域活動に通う障がいのある人に対し、創作的活動又は生活活動の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

型：精神保健福祉士などの専門職員を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う事業。

型：入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、レクリエーションなどを行う事業。

型：旧小規模作業所

地域	(形態)施設名	所在地	TEL FAX
熊本市	(型) 地域生活支援センターアシスト	861-8002 熊本市北区弓削5丁目11番11号	096-337-5211 096-337-5235
	(型) しょうがい者生活支援センター 青空	861-8037 熊本市東区長嶺西3丁目1番35号	096-237-6777 096-237-6757
	(型) 熊本市障がい者相談支援センター ウィズ	862-0972 熊本市中央区新大江3丁目20番3号	096-200-1571 096-200-1572
	(型) 熊本きぼう生活支援センター	861-4106 熊本市南区南高江7丁目8番77号	096-358-1121 096-358-3337
	(型) 地域生活支援センター なでしこ	861-0141 熊本市北区植木町投刀塚295番地2	096-272-7214 096-272-7214
	(型) 地域活動支援センター いんくる	862-0959 熊本市中央区白山2丁目4番1号	096-366-6359 096-366-6359
	(型) 熊本市障害者福祉センター希望荘	862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番15号	096-371-8886 096-364-5309
	(型) 地域活動支援センター 熊本ダルク	862-0971 熊本市中央区大江2丁目14番14号	096-202-4699 096-202-4699
宇城	(型) うきうき地域生活支援センター	869-0416 宇土市松山町1843-1	0964-22-2510 0964-22-5830
	(型) 地域活動支援センター 宇城きぼうの家	869-0552 宇城市不知火町高良2710	0964-32-5948 0964-42-6155
玉名	(型) 地域活動支援センター ふれあい	865-0048 玉名市小野尻5	0968-73-1022 0968-73-1023
	(型) 天水生命学園	861-5401 玉名市天水町小天6641-4	0968-82-3233 0968-82-3336
	(型) ふれあい地域活動支援センター	864-0031 荒尾市川登1777-12	0968-68-6205 0968-68-6433
	(型) 地域活動支援センター 玉名きぼうの家	865-0051 玉名市繁根木233-4	0968-74-0890 0968-74-0890
鹿本	(型) ぴあぴあ	861-0501 山鹿市山鹿1	0968-44-1231 0968-44-1231
	(型) 地域活動支援センター 山鹿きぼうの家	861-0533 山鹿市古閑1160	0968-44-3938 0968-44-3938
	(型) 山鹿ゆうあい園	861-0501 山鹿市山鹿1328-1	0968-43-8518 0968-43-8518
	(型) プレス	861-0423 山鹿市菊鹿町池永104-1	0968-48-2434 0968-48-2436
	(型) 伝承塾	861-0331 山鹿市鹿本町来民1648	0968-46-2051 0968-46-5175

地域	(形態)施設名	所在地	TEL FAX
菊池	(型) きくよう地域生活支援センター	869-1102 菊池郡菊陽町原水5587	096-232-8518 096-232-8518
	(型) 地域活動支援センター つどい	861-1331 菊池市隈府295-3	0968-36-9750 0968-36-9752
	(型) 地域活動支援センター「れんがの家」	861-1102 合志市須屋2540	096-242-2271 096-223-5625
	(型) 地域活動支援センター アンパ	869-1221 菊池郡大津町陣内217-2	096-294-8288 096-294-8288
阿蘇	(型) 地域活動支援センター 時計台	869-2612 阿蘇市一の宮町宮地141	0967-22-5505 0967-22-5506
	(型) 高森寮地域活動支援センター	869-1603 阿蘇郡高森町大字色見823-2	0967-62-0337 0967-62-0337
	(型) 地域活動支援センター 阿蘇きぼうの家	869-2222 阿蘇市西町530	0967-34-0580 0967-34-0580
	(型) 地域活動支援センター 夢屋	869-2224 阿蘇市葦原626	0967-34-0223 0967-34-0223
	(型) 第二悠愛地域活動支援センター	869-2501 阿蘇郡小国町宮原2617	0967-46-2616 0967-46-3514
	(型) にしはらたんぼぼハウス	861-2402 阿蘇郡西原村小森3264	096-279-3666 096-279-3666
上益城	(型) 地域活動支援センター アントニオ 休止中	861-2233 益城町惣領1530	096-286-3769 096-286-3622
	(型) 地域活動支援センター スクランプル	861-3922 上益城郡山都町二瀬本60	0967-85-0087 0967-85-0087
	(型) 地域活動支援センター 上益城きぼうの家	861-3512 上益城郡山都町下馬尾298-4	0967-72-3440 0967-72-3440
	(型) 地域活動支援センター そよかぜ福祉作業所	861-2235 上益城郡益城町福富772	096-287-8223 096-287-8230
八代	(型) 地域生活相談支援センター すまいる	866-0895 八代市大村町720-1	0965-32-2333 0965-32-2632
	(型) 地域活動支援センター きらきらの里	866-0073 八代市本野町451-1	0965-65-7550 0965-65-7551
	(型) 地域活動支援センター かんね	866-0882 八代市松江本町5-15	0965-45-9012 0965-45-9013
	(型) 地域活動支援センター あい	866-0033 八代市港町239	0965-37-3405 0965-37-3405
芦北	(型) 支援センター まどか	867-0035 水俣市月浦269-13	0966-61-1515 0966-61-1511
	地域活動支援センター パレット	869-5442 葦北郡芦北町花岡1539	0966-82-5472 0966-82-5465
球磨	(型) 地域生活支援センター 翠	868-0015 人吉市下城本町1486-4	0966-22-2570 0966-22-2602
	(型) カムワークたんぼぼ	868-0502 球磨郡多良木町大字黒肥地1625-4	0966-42-6114 0966-42-6114
	(型) 地域活動支援センター かぼちゃの家	868-0621 球磨郡湯前町1755-3	0966-43-2163 0966-43-2163
	(型) あすなりの丘ふぁーむ	868-0451 球磨郡あさぎり町須恵1041-1	0966-45-5777 0966-45-5777

地域	(形態)施設名	所在地	TEL FAX
天草	(型) 星光園地域活動支援センター	863-0049 天草市北原町9番32号	0969-22-1117 0969-22-1117
	(型) 交流の里 どんぐり村	869-3601 上天草市大矢野町登立8577-1	0964-56-3201 0964-53-9177
	(型) 地域活動支援センター 河浦きぼうの家	863-1202 天草市河浦町河浦3011-5	0969-76-0211 0969-76-0212
	(型) 地域活動支援センター ひだまりの家	863-2801 天草市天草町大江504-23	090-7159-2357 なし
	(型) 地域活動支援センター ひまわりの家	863-2501 天草郡苓北町坂瀬川3756	080-1784-4684 なし

(6) 県地域生活支援事業・地域生活支援促進事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、県では、以下のような事業を行います。

手話通訳者・要約筆記者派遣

市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者) 社会適応訓練

【問い合わせ先】

公益社団法人 日本オストミー協会熊本県支部
TEL : 096-206-3330 FAX : 096-206-7555

ストーマ用装具装着者に対して、装具の使用方法等について訓練します。また、社会生活に必要な基本的な事項について、相談に応じます。

音声機能障がい者の発声訓練

【問い合わせ先】

熊本県天声会 TEL : 096-389-2266 FAX : 096-389-0118

疾病等により、咽頭を摘出した音声機能障がい者に対して、発声訓練を行います。

手話通訳者の設置

【問い合わせ先】

一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会 (熊本市中央区水前寺 6-9-4)
TEL : 096-383-5587 FAX : 096-384-5937

聴覚障がい者が、県庁等において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者を設置します。

熊本県ろう者福祉協会では、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行っています。

身体障害者補助犬の給付

【問い合わせ先】
お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）

重度の視覚障がい者・肢体不自由者・聴覚障がい者に対して、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の取得を支援しています。

レクリエーション活動等支援

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の交流を深めるとともに、障がい者スポーツ普及促進のため、以下の大会等を開催します。

くまもと障がい者スポーツ大会

【問い合わせ先】社会福祉法人 熊本県社会福祉事業団
TEL：096-383-6553 FAX：096-383-6554

地域精神障がい者スポレク大会（ふれあいピック）

【問い合わせ先】一般社団法人 熊本県精神保健福祉会
TEL：096-358-4054 FAX：096-358-3337

レクリエーション教室（精神障がい者当事者同士、関係機関、地域とのミニバレー等）

【問い合わせ先】県保健所（6ページ掲載）

芸術文化活動振興

障がいや障がい者等への理解促進を図るとともに、障がい者等の創作意欲の助長や、芸術文化活動を振興するため、精神障がい者作品展や、くまもと障がい者芸術展などを開催します。

精神障がい者作品展

【問い合わせ先】公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会
TEL：096-285-6884 FAX：096-285-6885

くまもと障がい者芸術展

【問い合わせ先】社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会
TEL：096-354-7371 FAX：096-354-4136

(7) 熊本県点字図書館 視覚障がい者の意思疎通支援

【問い合わせ先】 TEL : 096-383-6333 FAX : 096-384-7821

【所在地】 熊本市東区長嶺南 2-3-2

【点字による即時情報ネットワーク】

社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報について、点字物や音声による情報提供を行います。

【視覚障がい者の生活訓練等】

日常生活を営む上で必要とされる諸能力について訓練や指導を行います。
(中途失明者緊急生活訓練など)

【視覚障がい者の歩行訓練指導等】

自力移動支援のための歩行訓練指導等を通じて、視覚障がい者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図ります。

(8) 熊本県聴覚障害者情報提供センター 聴覚障がい者の意思疎通支援

【問い合わせ先】 TEL : 096-383-5595 FAX : 096-385-7821

【所在地】 熊本市東区長嶺南 2-3-2

【字幕入り映像ライブラリーの提供】

字幕、または手話を挿入した映像ソフトを制作し、貸出を行います。

【聴覚障がい者の生活情報・コミュニケーションの改善】

手話・字幕付ビデオによる生活情報の提供、情報誌の発行、巡回講座等、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行います。

【盲ろう者向け通訳・介助員派遣】

重度の盲ろう者に対して、コミュニケーション支援や移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣します。

(9) 熊本県身体障がい者福祉センター

【問い合わせ先】TEL : 096-383-6533 FAX : 096-383-6535

【所在地】熊本市東区長嶺南 2-3-2

身体障がい者の方の各種相談を受けるとともに、機能訓練・教養の向上・社会との交流及びレクリエーションの支援を総合的に行います。

【各種相談】

【スポーツ・文化教室の開催】

【リフトバスの利用促進及びバスツアー事業の実施】

障がい者の社会参加と交流を促進するため、バスツアー事業や地域で活動する関係団体・機関等のスポーツ・レクリエーション大会、研修会などの参加を支援するためにリフトバスを運行しています。

【会議室や各種備品等の貸出し】

利用者や関係団体・機関等への会議室や備品の貸出しを行い、障がい者の社会参加と地域活動を支援します。

【ボランティアの育成】

【疑似体験事業の実施】

疑似体験（車いす・高齢者・視覚障がい）を通して障がい者への理解と認識を深めると共に、そのサポート方法の普及に努め、やさしいまちづくり事業やユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。



6 障がい児の支援

(1) 療育

難聴乳幼児の早期診断

【問い合わせ先】

熊本県福祉総合相談所 障がい相談課 TEL：096-381-4461
FAX：096-381-4412

難聴乳幼児を早期に診断するため、熊本県福祉総合相談所において聴性脳幹反応聴力検査（ABR）や遊戯聴力検査（play audiometry）等の各種検査や専門医による診察を行います。難聴と診断された場合は、児童発達支援センター、聾学校の紹介などを行います。

相談、検査に際しては、必ず予約が必要です。

熊本県こども総合療育センターにおける療育

【問い合わせ先】 TEL：0964-32-1143 FAX：0964-32-1179

すべてのこどもに健やかな療育環境を提供するお手伝いができるよう、総合的に診断、治療、訓練を行っています。

【業務内容】

- ・医療型障がい児入所施設
- ・通園（医療型児童発達支援センター・福祉型児童発達支援センター）
- ・外来（診断や治療、訓練等）
- ・地域療育（県内各地域療育センターへ専門スタッフを派遣し、助言や指導など）

児童発達支援・放課後等デイサービスにおける療育

【問い合わせ先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）
熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与、集団生活への適應訓練を提供します。

就学児童の支援は原則として放課後等デイサービスが、その他の児童の支援は児童発達支援において行います。

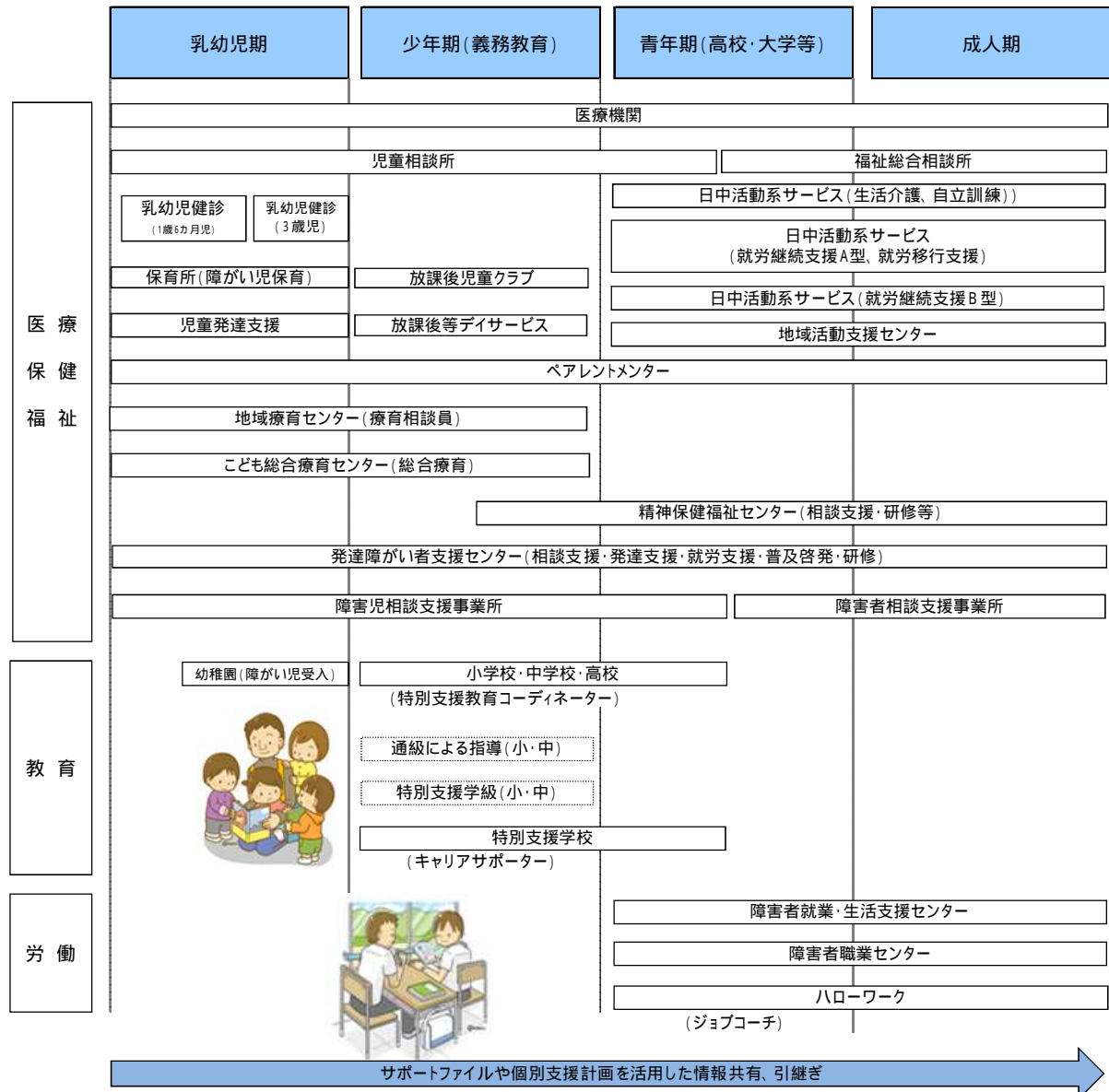
（48ページ「障害児通所支援等」にて詳細記載あり。）

その他、児童関係ページ

- 障害児相談支援事業所（3ページ掲載）
- 保健所（6ページ掲載）
- 児童相談所（8～9ページ掲載）
- 子ども・若者総合相談センター等（12～14ページ掲載）
- 障がい児者の歯科診療（17ページ掲載）
- 療育手帳について（30～32ページ掲載）
- 育成医療（35ページ掲載）
- 小児慢性特定疾病に係る医療費の助成（37ページ掲載）
- 障害児福祉手当等（39～41ページ掲載）
- 障がい児支援の利用の仕方（51～52ページ掲載）
- 聴覚障がいのある児童に対する補聴器の助成（54ページ掲載）

（参考）

ライフステージに応じた発達障がい児（者）への支援体系図



【相談の窓口】

(2) 教育

【問い合わせ先】

熊本県教育庁県立学校教育局 特別支援教育課

TEL : 096-333-2683 FAX : 096-385-5550

メールアドレス : tokubetsushien@pref.kumamoto.lg.jp

特別支援教育

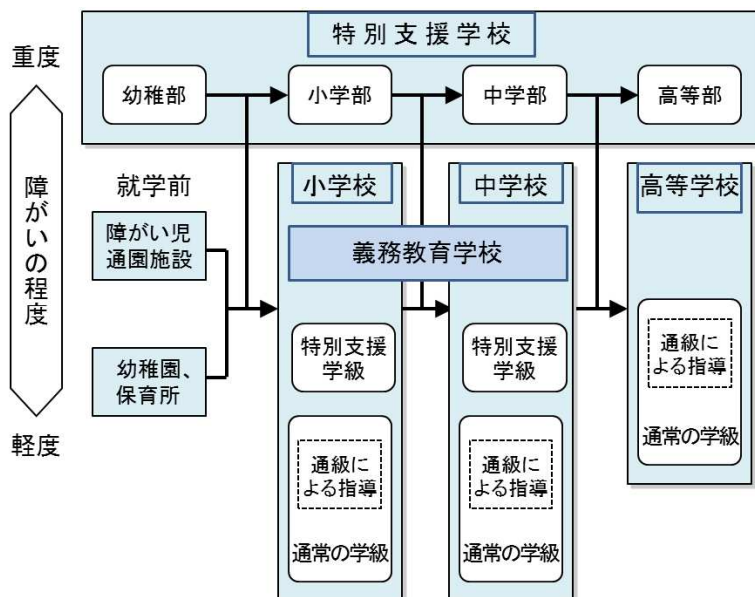
学校教育においては、障がいのある者となない者が共に支え合う共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、全ての学校等において特別支援教育の一層の推進を図っています。

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

多様な学びの場

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、その時点での教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意し充実を図っています。

【障がいのある幼児児童生徒の学び場】



【特別支援学校】

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の障がいを有し、障がいの程度が比較的重度の幼児児童生徒を対象に教育を行う学校です。熊本県内には、県立20校と、市立3校及び国立1校の合計24校があります。

【特別支援学級】

小学校、中学校、義務教育学校において、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級、難聴学級、言語障がい学級、自閉症・情緒障がい学級が設置されており、障がいの程度が比較的軽度の児童生徒を対象に教育を行う学級です。

【通級指導教室】

通常の学級に在籍する軽度の障がいを有する児童生徒が、通常の学級での学習におおむね参加でき、障がいに応じて一部特別な指導を受ける学びの場です。学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある児童生徒を対象とする教室は月1～週8単位時間程度、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、その他障がいのある児童生徒を対象とする教室は週1単位から週8単位時間程度、高等学校では年間7単位以内の授業を行います。

【通常の学級】

通常の学級では、児童生徒の教育的ニーズに応じて、指導内容・方法や教育環境の工夫等を行うなど、どの児童生徒にも分かりやすい授業作りを行っています。特別支援教育支援員を配置するなどして、個別の支援も必要に応じて行います。



就学までの流れ

子供の自立と社会参加を見据え、可能性を最大限に伸ばしていくため、就学先となる学校や学びの場は、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定されます。

3 歳	3歳児検診 子供の発育や発達を把握するために、各市町村で実施します。
4 ～ 6 歳	就学に関する相談 特別な支援を必要としている子供の就学に関する相談は、できるだけ早期から行っていくことが重要です。特別支援教育に関する就学説明会や就学相談会を開催している市町村もあります。詳しくはお住まいの市町村教育委員会にお尋ねください。
	就学先の情報収集 入学を検討している小学校、義務教育学校、特別支援学校の見学や教育相談を行い、教育内容や教育環境などの情報収集を行ってください。 子供の状況を関係者で共通理解しながら就学先を検討していきます。
6 歳	就学時健康診断 市町村教育委員会から就学予定者に連絡があり、視力・聴力・内科・歯科等の検査が行われます。結果については、後日保護者へ通知されます。
	就学先の決定 市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的に決定します。
	(～1月末)就学通知 小学校、義務教育学校へ入学する場合は市町村教育委員会から、特別支援学校に入学する場合は県教育委員会から、入学期日等が記載された就学通知が保護者へ送付されます。

学びの場は、就学後も障がいのある子供の教育的ニーズの変化に応じ、見直すことができます。

(設置者)学校名	設置学部				寄 宿 舎	所在地	TEL FAX MAIL
	幼	小	中	高			
[知的障がい者]							
(県) 熊本はばたき高等支援学校						862-0901 熊本市東区東町3-14-3	096-331-5656 096-360-0770 habataki-soudan@mail.bears.ed.jp
(県) ひのくに高等支援学校						861-1101 合志市合生4360-7	096-249-1001 096-249-1102 hinokuni-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 鏡わかあゆ高等支援学校						869-4201 八代市鏡町鏡村937番地	0965-31-2577 0965-52-5161 kagami-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 熊本支援学校						862-0941 熊本市中央区出水5-5-16	096-371-2323 096-371-0078 kumamoto-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 松橋西支援学校						869-0502 宇城市松橋町松橋308-1	0964-33-2797 0964-33-2737 matsunishi-s@pref.kumamoto.lg.jp
						861-4606 上益城郡甲佐町横田327 甲佐高等学校内	096-235-8040 096-235-8041 matsunishi-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 荒尾支援学校						864-0032 荒尾市増永西長浦2299-3	0968-62-1131 0968-69-1064 arao-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) かもと稲田支援学校	小中 学部					861-0303 山鹿市鹿本町高橋638番地	0964-33-2797 0964-33-2737 kamoto-s@pref.kumamoto.lg.jp
	高等部					861-0304 山鹿市鹿本町御宇田312	0968-46-5638 0968-46-5641 kamoto-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 大津支援学校						869-1235 菊池郡大津町室1381	096-293-0486 096-293-8052 oozu-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 菊池支援学校						861-1101 合志市合生4300	096-242-0069 096-242-0200 kikuchi-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 小国支援学校						869-2501 阿蘇郡小国町宮原2635-2	0967-46-4370 0967-46-5980 oguni-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 球磨支援学校						868-0501 球磨郡多良木町多良木4217	0966-42-3792 0966-42-6938 kuma-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 天草支援学校						863-0005 天草市本町新休972	0969-23-0141 0969-22-5673 amakusa-s@pref.kumamoto.lg.jp
(国) 熊本大学教育学部 附属特別支援学校						860-0862 熊本市中央区黒髪5-17-1	096-342-2956 096-342-2950 yougo@educ.kumamoto-u.ac.jp
(市) あおば支援学校						860-0001 熊本市中央区千葉城町5番3号	096-245-6440 096-245-6449 aoba@city.kumamoto.lg.jp
(市) 平成さくら支援学校						860-0833 熊本市南区平成2丁目20-1	096-245-6232 096-245-6242 sakurashienhs@kumamoto-kmm.ed.jp
(市) 八代支援学校						866-0014 八代市高島町1-6	0965-32-3251 0965-39-5007 yatsuyou@yatsushiro.jp

(設置者)学校名	設置学部				寄 宿 舎	所在地	TEL FAX MAIL
	幼	小	中	高			
【肢体不自由児者・知的障がい者】							
(県) 芦北支援学校(肢)						869-5461 葦北郡芦北町芦北2829-8	0966-82-4627 0966-82-4606 ashikita-s@pref.kumamoto.lg.jp
高等部佐敷分教室(知)						869-5431 葦北郡芦北町乙千屋20-2 芦北高等学校内	0966-61-3303 0966-61-3303 ashikita-s@pref.kumamoto.lg.jp
【肢体不自由者】							
(県) 熊本かがやきの森支援学校						860-0046 熊本市西区横手5-16-28	096-319-2000 096-319-2111 kagayaki-s@pref.kumamoto.lg.jp
江津湖 療育医療センター分教室						862-0947 熊本市東区画函町重富575	096-379-4420 096-379-4420 kagayaki-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 松橋支援学校(肢)						869-0543 宇城市松橋町南豊崎252	0964-32-0729 0964-32-0565 matsubase-s@pref.kumamoto.lg.jp
(県) 苓北支援学校						863-2503 天草郡苓北町志岐1120	0969-35-1780 0969-35-2766 reihoku-s@pref.kumamoto.lg.jp
【病弱者】							
(県) 黒石原支援学校						861-1102 合志市須屋2659	096-242-0156 096-242-5341 kuroishibaru-s@pref.kumamoto.lg.jp
【肢体不自由者・病弱者】							
(県) 松橋東支援学校(肢)	○					869-0524 宇城市松橋町豊福2910	0964-32-1726 0964-32-2280 matto-s@pref.kumamoto.lg.jp
訪問教育(病)		○	○				



7 住まい

(1) 住宅改造費の助成

【問い合わせ・申請先】
お住まいの市町村担当窓口（1～3 ページ掲載）

在宅の重度の身体及び知的障がい児(者)がいる世帯に対し、自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図るための住宅改造を行う場合、その一部を助成します。

【対象者】

次の要件をすべて満たす者

- ・事業実施年度の4月1日現在で65歳未満の者であること
- ・身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を所持していること
- ・当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯に属する者であること
- ・原則として、以前にこの事業による助成を受けたことがない者

【対象経費】

玄関、廊下、階段、居室、浴室、台所、トイレ、洗面所などの住宅改造

(2) 県営住宅への入居

【問い合わせ・申込み先】
熊本県営住宅管理センター TEL:096-213-2711 FAX:096-213-2855
(熊本市中央区水前寺6-5-19 熊本県庁会議棟1号館1階)

県では、年2回、県営住宅入居者を募集し、抽選を行って入居紹介順位を決め、住宅に空きが生じた都度、紹介順で入居のご案内をしています。

また、エレベーターのない4,5階などの高層階の一部の住戸においては、抽選なしで入居できる常時募集も行っています。

障がい者の優先施策としては、年2回の募集において、抽せん番号を2つ付与する倍率優遇(通常は1つ)、階段昇降が困難な場合の低層階(1,2階)等希望入居の2つがあります。

なお、身体障害者手帳1級又は2級で、車いす常用の方がいらっしゃる世帯については、抽選結果及び空き室の状況によっては「重度身体障害者向住宅(車いす常用世帯向住宅)」をご案内できる場合があります。

募集案内配付期間や申込み受付についての詳細は、熊本県営住宅管理センターホームページに掲載されています。

その他、市町村営公営住宅等については、お住まいの市町村担当窓口にご確認ください。

8 料金の割引制度やサービス等（民間事業者）

【交通利用料金】

（１）バス運賃

各バス会社によって適用路線（バスの種類や県内・外路線で取扱が異なるなど）が異なる場合がありますので、ご利用前に各事業者にご確認ください。

【問い合わせ先】

産交バス

熊本営業所 TEL：096-325-1121

木山営業所 TEL：096-286-3131

または最寄りの営業所

熊本都市バス

本山営業所 TEL：096-312-5077

上熊本営業所 TEL：096-319-5550

小峯営業所 TEL：096-369-1555

熊本電気鉄道 業務課 TEL：096-343-3023

熊本バス 熊本中央営業所 TEL：096-378-3447

1種・2種については旅客鉄道株式会社の「身体障害者旅客運賃割引規則」に基づき定められています。（障害者手帳の等級の下に記載されています。）
手帳は、必ず写真貼り付け面を乗務員に提示し、乗務員が確認してから所定の料金をお支払いください。（写真がないものは適用できません。）
介護人、付添人は本人1人につき1人までとなります。（障害者手帳の等級の下に「バス介護人割引」と記載されています。）

手帳の種類	割引の適用	
	本人	介護人
身体障害者手帳 1種	5割引	5割引
身体障害者手帳 2種		割引なし
療育手帳		5割引
精神障害者保健福祉手帳		割引なし

全てのバス会社でミライロID（スマホ・障害者手帳アプリ）の提示でも手帳の提示と同様の取扱いをしています。

独自のバスサービスがある市町村もあります。お住まいの市町村担当窓口にご確認ください。

熊本市にお住まいの方でバスを利用される方のさくらカード、おでかけICカードについては、各区役所福祉課にご確認ください。

(2) 熊本市電運賃

【問い合わせ先】

熊本市交通局 運行管理課 TEL : 096-361-5241 FAX : 096-361-5258

1種・2種については旅客鉄道株式会社の「身体障害者旅客運賃割引規則」に基づき定められています。(障害者手帳の等級の下に記載されています。)

手帳は、必ず写真貼り付け面を乗務員に提示し、乗務員が確認してから所定の運賃をお支払いください。(写真がないものは適用できません。)

介護人、付添人は本人1人につき原則1人までとなります。(障害者手帳の等級の下に「バス介護人割引」と記載されています。)

手帳の種類	割引の適用	
	本人	介護人
身体障害者手帳 1種	5割引	5割引
身体障害者手帳 2種		割引なし
療育手帳		5割引
精神障害者保健福祉手帳		割引なし

熊本市にお住まいの方で市電を利用される方のさくらカード、おでかけICカードについては、各区役所福祉課にご確認ください。



(3) 熊本電気鉄道電車運賃

【問い合わせ先】

熊本電気鉄道株式会社 運輸課 TEL:096-343-2552 FAX:096-343-2508

手帳は、必ず写真貼り付け面を乗務員に提示し、乗務員が確認してから所定の料金をお支払いください。(写真がないものは適用できません。)

介護人、付添人は本人1人につき1人までとなります。(障害者手帳の等級の下に「バス介護人割引」と記載されています。)

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	割引の適用	
	本人	介護人
手帳に「介護人割引」の記載あり	5割引	5割引
手帳に「介護人割引」の記載なし		割引なし

(4) JR運賃

各乗車券の割引については、ご利用前にJR駅係員にご確認ください。

身体障害者手帳または療育手帳の「等級」下の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」又は「第2種」の記載があるものを提示されると、次の割引が適用となります。

第1種・第2種の内容は、旅客鉄道株式会社の「身体障害者旅客運賃割引規則」に基づき定められています。

種別	割引対象	乗車券種類別	割引率	注意事項
第1種	本人のみ	普通乗車券	50%	片道101km以上利用の場合に限る
	本人と介護者 介護者は1人のみ割引	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・小児定期は割引適用不可 ・介護者が通学定期の資格を有していても通勤定期となる。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時購入
第2種	本人のみ	普通乗車券		片道101km以上利用の場合に限る
	本人(12歳未満に限る) と介護者 介護者は1人のみ割引	定期乗車券		・小児定期は割引適用不可 ・介護者が通学定期の資格を有していても通勤定期となる。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時購入

割引した運賃の5円の端数は切り捨てます。

ご旅行中は、「身体障害者手帳」または「療育手帳」をご携帯ください。

(5) 航空旅客運賃

平成30年10月4日から一部の航空会社において、精神障がい者に対しても航空旅客運賃の割引制度が適用されました。また、身体障がい者・知的障がい者に対する割引についても、障がいの程度に関わらず手帳を提示できる方全員に対して、介護者1名まで割引が適用されます。

各航空会社によって運賃や手続き等取扱いが異なりますので、ご利用前に必ず航空会社へご確認ください。

航空会社	受付時間	TEL・FAX
ANA（全日本空輸） おからだの不自由な方の相談デスク	年中無休 午前9時～午後5時	TEL 0120-029-377 TEL 0570-029-377 FAX 0120-029-366
JAL（日本航空） お手伝いを希望されるお客さま Special Assistance	年中無休 午前9時～午後5時	TEL 0120-747-707 TEL 03-5460-3783 FAX 0120-747-606
SNA（ソラシドエア） おからだの不自由な方の相談デスク	年中無休 午前9時～午後5時	TEL 0120-029-377 TEL 0570-029-377 FAX 0120-029-366
FDA （フジドリームエアラインズ） コールセンター	年中無休 午前7時～午後8時	TEL 0570-55-0489 TEL 050-3852-1669 FAX 054-354-5579
AMX（天草エアライン） 予約センター	年中無休 午前9時～午後6時	TEL 0969-34-1515 FAX 0969-57-6015

(6) タクシー運賃

【問い合わせ先】

一般社団法人熊本県タクシー協会

TEL：096-368-4101 FAX：096-365-5986

ご乗車の際に、必ず手帳の写真貼り付け面を乗務員に提示し、あらかじめ割引の適用についてご確認ください。（写真がないものは適用できません。）

手帳の種類	割引の適用
	本人
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	メーター表示額の1割引

(7) 有料道路通行料金

【問い合わせ先】

お住まいの市町村担当窓口（1～3ページ掲載）
熊本市にお住まいの方は、各区役所福祉課

高速道路

【問い合わせ先】

西日本高速道路株式会社九州支社料金課(NEXCO 西日本)
TEL：092-260-6111（代表） FAX：092-260-6143
受付時間：平日午前9時～午後5時

割引額、割引対象となる自動車や申請手続き（新規・更新・変更）利用方法等については、NEXCO西日本のホームページもしくは上記お問い合わせ先にご確認ください。

ホームページ：有料道路における障がい者割引制度についてのご案内
<https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/guidance.html>

松島有料道路

【問い合わせ先】

熊本県道路公社
松島道路管理事務所 TEL：0969-28-3331 FAX：0969-28-3335

通行料金については、障害者割引の制度があります。割引後の通行料金は普通車が100円、軽自動車が80円となります。

割引制度の適用についての条件、手続き等の詳細は、市町村役場、松島道路管理事務所へお問い合わせください。

注意

- ・割引を受けるためには、市町村役場（福祉事務所）での車両の事前登録が必要です。
- ・手帳の記載事項に不備があれば割引対象外となります。

(8) 鉄道運賃

南阿蘇鉄道

【問い合わせ先】

南阿蘇鉄道株式会社 TEL : 0967-62-0058 FAX : 0967-62-0075

対象となる方

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方

割引率

5割引 注意：10円未満の端数は10円単位に切り上げとなります。

運賃を支払う際に手帳の写真添付面を駅係員または、乗務員にご提示いただき、料金をお支払いください。

ご本人の手帳種別が旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載する、第1種の場合及び年齢が12歳未満の第2種をお持ちの方。ご本人と同一種類、区間を乗車される場合、1人のみが割引の対象となります。

精神障害者保健福祉手帳の方の介護者割引はございません。

トロッコ列車ご乗車についても、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は普通運賃5割引(端数切り上げ)となります。

トロッコ列車ご乗車の際は、別途トロッコ料金が必要となります。

貸切列車は対象外となります。



肥薩おれんじ鉄道

【問い合わせ先】

肥薩おれんじ鉄道株式会社 TEL:0996-63-6860 FAX:0996-63-3567

手帳は、必ず写真貼り付け面を乗務員に提示し、乗務員が確認してから所定の料金をお支払いください。(写真がないものは適用できません。)

【身体障害者手帳・療育手帳を提示された方】

等級	対象	条件	割引率
第1種	本人のみ	100km以内	普通運賃
		100kmを超える区間	5割引
	本人と介護者1名同伴	乗車距離に関係なく	5割引 (本人・介護者とも)
第2種	本人のみ	100km以内	普通運賃
		100kmを超える区間	5割引
	介護者の割引はありません		

【精神障害者保健福祉手帳を提示された方】

等級	対象	条件	割引率
1級	本人のみ	100km以内	普通運賃
		100kmを超える区間	5割引
	本人と介護者1名同伴	乗車距離に関係なく	5割引 (本人・介護者とも)
2級・3級	本人のみ	100km以内	普通運賃
		100kmを超える区間	5割引
	介護者の割引はありません		

くま川鉄道

【問い合わせ先】

くま川鉄道株式会社 TEL:0966-23-5011 FAX:0966-23-3897

手帳は、必ず写真貼り付け面を乗務員に提示し、乗務員が確認してから所定の料金をお支払いください。(写真がないものは適用できません。)

種別	割引対象	乗車券類 種別	割引率
第1種	本人のみ	普通乗車券 回数乗車券	50%
	本人と介護者 介護者は1人のみ割引		
第2種	本人のみ		

令和4年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳(携帯電話アプリ・ミライカードを含む)を呈示した場合、運賃割引が導入されています。

【公共料金等】

(1) NHK 放送受信料

【問い合わせ先】

NHKふれあいセンター ナビダイヤル TEL：0570-077-077

詳しい適用条件や免除申請手続きについては、問い合わせ先にご確認ください。

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	生活保護法に規定する扶助を受けている場合 など
	市町村民税非課税の 身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の 知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	市町村民税非課税の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
	社会福祉事業施設 入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級また2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合



(2) 郵便料金

【問い合わせ先】お近くの郵便局

詳しいご利用方法については、郵便局でご確認ください。
令和元年10月の消費税率の改定に伴い、郵便料金の変更があります。

種別	割引条件	割引内容
第三種郵便物	心身障害者用低料第三種郵便物 (第三種郵便物の承認を受けることに加えて、定められた公共機関が発行した証明書などの資料を必要とします。)	心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの ・毎月3回以上発行する新聞紙 50gまで8円 (50gごとに3円増し、1kgまで) ・その他のもの 50gまで15円 (50gごとに5円増し、1kgまで)
第四種郵便物	・点字郵便物 ・特定録音物等郵便物 (日本郵便(株)が指定した施設から発受されるものに限る。)	3kgまで無料
心身障害者用ゆうメール	・身体に重度の障がいのある方 ・知的障がいの程度が重い方 と一定の図書館との間で発受されるもの	・150gまで: 92円 ・250gまで: 110円 ・500gまで: 150円 ・1kgまで: 180円 ・2kgまで: 230円 ・3kgまで: 310円
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障がい者と日本郵便(株)が指定した施設との間で、その貸出または返却のために発受されるビデオテープなどを内容とするもの(重さは30kg以下)	・60サイズ: 100円 ・80サイズ: 210円 ・100サイズ: 320円 ・120サイズ: 420円
点字ゆうパック	点字のみ掲げたものを内容とするゆうパック (重さは30kg以下)	・140サイズ: 520円 ・160サイズ: 630円 ・170サイズ: 730円

(3) 電話利用料金・サービス

ふれあい案内(無料番号案内)

【問い合わせ先】

ふれあい案内事務局 TEL: 0120-104174 (全国共通)

午前9時～午後5時 土日、祝日、年末年始を除く

視覚障がい、肢体不自由、知的障がい、精神障がい、聴覚障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がいのあるお客さまに対し、無料で電話番号を案内します。

ご利用前には事前に登録が必要です。問い合わせ先にお電話ください。

【対象】

- ・身体障害者手帳：視覚障がい1～6級、肢体不自由1・2級、聴覚障がい2級、3級、4級、6級(1級、5級はなし) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級、4級(1級、2級はなし)

- ・戦傷病者手帳：視覚障がい特別項症～第6項症、肢体不自由（上肢）特別項症～第2項症、聴覚障がい第2項症、第4項症、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい第1項症、第2項症、第4項症
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

をお持ちの方等

NTT ファクス104（FAXによる電話・FAX番号の問い合わせ）

【問い合わせ先】FAX：0120-000104（全国共通）

耳や言葉の不自由な方からの「104」への電話番号やファクス番号の問い合わせを、ファクスでお受けするサービスです。

【利用方法】

自分の名前、FAX 番号

調べたいのは電話番号か FAX 番号か

調べたい相手先の名前・名称（フリガナ）・住所（フリガナ）・業種など
をご記入されてから、FAX を送信してください。
（NTT より折り返し FAX にて返答があります。）

【留意事項】

- ・所定のサービス料がかかります。（毎月の電話料金に含めて請求されます。）
- ・1回のお問い合わせは、15件までです。

（4）携帯電話料金

各障害者手帳や指定難病受給者証等をお持ちの方に対して、基本使用料の割引や各種サービス使用料や事務手数料割引があります。各携帯電話会社によりサービス内容、対象者が異なりますので、詳細については、下記担当窓口にご確認ください。

携帯電話会社 （サービス名）	受付時間	TEL・FAX
NTTドコモ （ハートイ割引）	ドコモインフォメーションセンター 年中無休 午前9時～午後8時	ドコモ携帯から151 TEL：0120-800-000 FAX：0120-245-130
ソフトバンク （ハートフレンド割引）	ソフトバンクカスタマーサポート 年中無休 午前9時～午後8時	ソフトバンク携帯から157 TEL：0800-919-0157
a u （スマイルハート割引）	a uお客様センター総合案内 年中無休 午前9時～午後8時	a u携帯から157 TEL：0077-7-111 FAX：186-0120-944-019

9 税の軽減制度

【下記(1)～(7)国税に関する問い合わせ先】

お住まいの地域の税務署

必要な手続きなど詳細については[国税庁](#)のホームページをご確認ください。

名称	所在地	TEL
熊本西税務署 (熊本市(中央区、西区、南区、北区))	860-8624 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181
熊本東税務署 (熊本市(東区)、上益城郡)	862-8702 熊本市東区東町3-2-53	096-369-5566
八代税務署 (八代市、水俣市、八代郡、葦北郡)	866-8605 八代市花園町16-2	0965-32-3141
人吉税務署 (人吉市、球磨郡)	868-8691 人吉市寺町20-1	0966-23-2311
玉名税務署 (荒尾市、玉名市、玉名郡)	865-8691 玉名市岩崎273 玉名合同庁舎	0968-72-2125
天草税務署 (上天草市、天草市、天草郡)	863-8686 天草市古川町4-2	0969-22-2510
山鹿税務署 (山鹿市)	861-0591 山鹿市山鹿970 山鹿合同庁舎	0968-44-2181
菊池税務署 (菊池市、合志市、菊池郡)	861-1393 菊池市隈府874-1	0968-25-2121
宇土税務署 (宇土市、宇城市、下益城郡)	869-0493 宇土市北段原町15 宇土合同庁舎	0964-22-0410
阿蘇税務署 (阿蘇市、阿蘇郡)	869-2693 阿蘇市一の宮町宮地1944	0967-22-0551

() 菊池税務署は、令和2年9月14日に庁舎を移転しました。

税務署への電話は、すべて自動音声によるご案内となります。

国税に関するご相談は「1」を、税務署にご用の方は「2」、消費税の軽減税率・インボイス制度に関するご相談は「3」を選択してください。

聴覚障がい者等専用ファクシミリ

【税務相談専用番号】

熊本国税局 電話相談センター FAX: 096-326-8734

聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用番号です。

申告・申請・届出はできません。

(1) 所得税の障害者控除

納税者本人または同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。

【障害者】次のいずれかに該当するとき

- ・身体障害者手帳 3 ～ 6 級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 2 ～ 3 級の方
- ・精神保健指定医などにより、知的障がい者と判定された方 等
障害者一人につき 2 7 万円が控除されます。

【特別障害者】次のいずれかに該当するとき

- ・身体障害者手帳 1 ～ 2 級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ・精神保健指定医などにより、重度の知的障がい者と判定された方 等
特別障害者一人につき 4 0 万円が控除されます。

【同居特別障害者】

同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、
かつ、

納税者またはその配偶者や納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき

同居特別障害者一人につき 7 5 万円が控除されます。

(2) 所得税の医療費控除

その年の 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときは、その超える金額の所得控除を受けることができます。

医療費控除を受けるためには、お住まいの税務署に確定申告書を提出する必要があります。

例えば、

【ストマ用装具に係る費用】

治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認め、「ストマ用装具使用証明書」の発行を受けた方のストマ用装具に係る費用。

【おむつ代に係る費用】

傷病によりおおむね 6 か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代(この場合には、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。)

セルフメディケーション税制

自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その支払った特定一般用医薬品等購入費が一定額を超えるときは、その超える金額の所得控除（医療費控除の特例）を受けることができます。（医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方を選択して適用を受けます。）

（３）所得税の小規模企業共済等掛金控除

心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、その年に支払った掛金の全額について所得控除を受けることができます。

（４）少額貯蓄の利子等の非課税

障害者の方等が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。

最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに一定の書類（手帳・証書及びマイナンバーカード等）を提示して確認を受ける必要があります。

預貯金等の種類が

- ・【マル優】銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投信など
上記の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子が非課税となります。
- ・【特別マル優】利付国債、公募地方債
額面の合計額が350万円までの利子が非課税となります。

（５）相続税の障害者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税法上の障害者に該当し、かつ、相続人である場合は、その者の相続税額から一定金額を控除します。

【障害者】

85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除。

計算方法：（85歳 - 相続開始時の年齢）× 10万円

【特別障害者】

85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除。

計算方法：（85歳 - 相続開始時の年齢）× 20万円

（６）特定障害者に対する贈与税の非課税

一定の信託契約に基づいて相続税法上の特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、一定金額が非課税となります。

なお、この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出する必要があります。

特定障害者とは、特別障害者及び精神障害者保健福祉手帳 2 ～ 3 級の方、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方 等

【特定障害者のうち特別障害者】

信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税。

【特定障害者のうち特別障害者以外の方】

信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税。

(7) 身体障害者用物品の非課税

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品で一定のものに係る譲渡、貸付け等には消費税は課税されません。

例) 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器
補聴器、人工喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保護帽、
装着式収尿器、ストマ用装具 など

詳細については厚生労働省ホームページ「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」をご確認ください。

【(8)(9)に関する問い合わせ先】

お住まいの市町村税務担当窓口

(8) 住民税 (個人県民税 ・ 個人市町村民税) の障害者控除

納税者本人または同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者(83 ページ掲載) に該当する場合、一定金額の控除を受けることができます。

【障害者】

障害者一人について 2 6 万円を所得金額から控除。

【特別障害者】

障害者一人について 3 0 万円を所得金額から控除。

【同居特別障害者】

同居特別障害者一人について 5 3 万円を所得金額から控除。

(9) 住民税 (個人県民税 ・ 個人市町村民税) の非課税

障害者で、かつ前年中の合計所得金額が 1 3 5 万円以下の方は、住民税が課税されません。

(10) 自動車税種別割・環境性能割

【問い合わせ先】

お住まいの地域を担当する県の各広域本部又は自動車税事務所
 軽自動車税環境性能割については、自動車税事務所
 軽自動車税種別割については、お住まいの市町村税務担当窓口

身体障がい者等の方が所有し、身体障がい者等の方のために使用する自動車について一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割・環境性能割の減免を受けられる制度があります（申請期限内の申請が必要です）。

【問い合わせ・申請先】

県の機関名	担当地域	所在地	電話番号
自動車税事務所	県内全域	熊本市東区東町4-14-37	096-368-4020
県央広域本部 課税第一課	熊本・宇城・上益城	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-3200
県北広域本部 課税課	玉名・鹿本・菊池・阿蘇	菊池市隈府1272-10	0968-25-4124
県南広域本部 課税課	八代・芦北・球磨	八代市西片町1660	0965-33-3180
天草広域本部 税務課	天草	天草市今釜新町3530	0969-22-4239

減免の対象となる方

障害者手帳等をお持ちの方で、次の表にあてはまる方です。ただし、障がい名が2つ以上の場合は、各々の障がいの等級（程度）により認定されます。

障がいの区分		障がいの程度		
		【本人運転】	【家族運転】 【常時介護者運転】（ 3 ）	
身体障害者 手帳	視覚障がい（ 1 ）	1～3級及び4級の1		
	聴覚障がい	2級及び3級		
	平衡機能障がい	3級		
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	—	
	上肢不自由（ 2 ）	1級、2級の1及び2級の2		
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動障がいがある場合を除く）	
		移動機能	1級～6級	1級～3級（1下肢のみに運動障がいがある場合を除く）
	【内臓】 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、 小腸の機能障がい	1級及び3級		
	肝臓機能障がい	1級～3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい	1級～3級		
療育手帳	A 1、A 2			
精神障害者保健福祉手帳	1級			

- 1 視覚障がい 4級の1・・・「両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの」又は「視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く)」
- 2 上肢不自由 2級の1・・・「両上肢の機能の著しい障がい」
2級の2・・・「両上肢のすべての指を欠くもの」
- 3 身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する者が運転するものをいう。

なお、家族運転及び常時介護者運転の場合には、自動車の使用目的及びその頻度等の要件があります。詳しくは、上記問い合わせ先までお問い合わせください。

減免の対象となる自動車

その1(障がい者の方が所有する自動車)

自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	使用の目的	自動車の種類	減免台数
障がい者の方に限る。 ただし、障がい者の方が以下のいずれかに該当し、家族運転の場合は、生計を一にする方が所有(取得)する自動車も対象となります。 ・身体障害者の方が18歳未満の場合 ・障がいの種類が知的障がい又は精神障がいの場合	障がい者本人	問わない	自家用	障がい者の方1人につき、軽自動車も含めて1台に限る。
	・障がい者と生計を一にする方(同居) ・障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する者(注)	障がい者の ・通学 ・通院 ・通所 ・生業 の用に供されるもの		

(注) 単身で生活する障がい者又は障がい者のみで構成される世帯で専ら障がい者のために日常的(週3日以上)に常時介護する者が運転する自動車

その2(障がい者のために特別の仕様がされた自動車)

使用の目的	自動車の構造・種類	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	減免台数
(1) 障がい者等の利用のみに供されるもの(車いす移動車等の8ナンバー車に限る)	・特別の仕様(車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等)がなされた自動車に限る。 ・自家用、事業用は問わない。	問わない	問わない	(1) についてのみ、障がい者の方1人につき、軽自動車も含めて1台に限る。
(2) 障がい者等に加え、障がい者以外の利用にも供されるもの				
(3) 障がい者の運転に供されるもの	・運転装置、制御装置等に特別仕様がなされたもの。 ・事業用自動車のみ。	障がい者本人に限る		

申請期限

減免される税目	減免申請期限
自動車税種別割	(1) 納税通知書によって納付する場合 納期限の翌日から起算して30日を経過する日まで (2) 証紙によって納付する場合(新規登録等) 証紙徴収が行われた日の翌日から起算して30日を経過する日まで
自動車税環境性能割	登録(申告)の日の翌日から起算して30日を経過する日まで

(11) 個人事業税

【問い合わせ先】
県内各広域本部 課税担当課（86 ページ掲載）

失明者または両目の矯正視力が0.06以下の方が、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の医業に類する事業を行う場合は、課税されません。

(12) ゴルフ場利用税

【問い合わせ先】
県央広域本部 課税第一課（86 ページ掲載）

障がいのある方がゴルフ場を利用される場合に、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示のうえ、備付けの申出書を提出することにより非課税となります。



10 公的機関の各種制度

(1) 熊本県ハートフルパス制度

【問い合わせ先】

熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班

TEL : 096-333-2202 FAX : 096-384-9870

メールアドレス : sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている障がい者等用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など移動に配慮が必要であると認められる方に、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

【協力施設の案内表示】



(緑色)



(青色)

【利用できる駐車場】

この制度に賛同する施設の障がい者等用駐車場で利用できます。

協力施設名一覧は県のホームページ

熊本県ハートフルパス制度

でご確認ください。

【対象となる方】

下記のいずれかにより、移動に配慮が必要な方。

緑色のハートフルパス（期限なし）を交付

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で、下記の表に該当する方
- ・療育手帳をお持ちの方で障がいの程度が「A」の方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で等級が「1級」の方
- ・介護保険被保険者証をお持ちの方で要介護状態区分が「要介護1」以上の方
- ・指定難病医療受給者証をお持ちの方

オレンジ色のハートフルパス（1年未満・期間あり）を交付

- ・妊産婦で妊娠7か月から産後3か月の方
- ・けがなど医師の診断により移動に配慮が必要であると認められる方



左：緑色
(期限なし)

右：オレンジ色
(1年未満・期間あり)

身体障がい区分		等級
視覚障がい		4級以上
聴覚障がい		該当なし
平衡機能障がい		5級以上
音声機能、言語機能障がい、又は、そしゃく機能障がい		該当なし
肢体障がい	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能
・心臓機能障がい ・腎臓機能障がい ・呼吸器機能障がい ・肝臓機能障がい ・小腸機能障がい ・ぼうこう、または直腸の機能障がい ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4級以上

【申請に必要な書類】

手数料はかかりません。

申請書（窓口で交付又は県庁ホームページからダウンロード）

下記のいずれか

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・介護保険被保険者証
- ・指定難病医療受給者証
- ・母子健康手帳
- ・医師の診断書（窓口で交付又は県庁ホームページからダウンロード）
診断書には、「移動に配慮が必要であること」及び「配慮が必要な期間」の記載が必要です。

窓口で申請を行う場合（受付時間：午前9時～午後5時）

県庁の健康福祉政策課・県保健所・窓口を設置している市町村

<窓口を設置している市町村>

宇土市、宇城市、美里町、荒尾市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、菊池市
合志市、大津町、菊陽町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町
錦町、あさぎり町、湯前町、多良木町、水上村、相良村、五木村、山江村、
天草市、上天草市、苓北町

市町村の窓口は、その市町村に住民票のある方のみ手続き可能です。

代理人が申請される場合には、代理人の身分証明書が必要です。

郵送で申請を行う場合（県庁のみ）

必要書類と返信用切手（140円）を同封の上、県庁健康福祉政策課宛てに郵送してください。（〒862-8570 健康福祉政策課 で届きます。）

（2）おでかけ安心トイレ

【問い合わせ先】

熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班

TEL：096-333-2202 FAX：096-384-9870

メールアドレス：sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp

障がい者、高齢者の方など誰もが、トイレの心配をすることなく外出できるようにするため、一定基準を満たすトイレの利用ができる公共施設や民間施設を対象に、協力施設の情報をご紹介します。

【対象施設】

県内にある公共施設や民間施設等で、車いす対応トイレ オストメイト対応トイレ おむつ交換台付きトイレの3種のいずれかの設備を有する施設で、施設の利用者以外も当該トイレを利用可能な施設。

協力施設一覧・おでかけ安心マップは県のホームページをご確認ください。

おでかけ安心トイレ で検索。

(3) 駐車禁止除外指定車標章の交付

【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通規制課管理第一係 TEL : 096-381-0110
又は各警察署交通課

【申請先】

住所地を管轄する警察署交通課

自動車を使用する障がいのある方については、申請により「駐車禁止除外指定車標章」を交付して、駐車禁止規制から除外しています。

【対象となる方】

身体障害者手帳の交付を受けており、歩行が困難な方。
(視覚障がい、聴覚障がい、平行機能障がい、肢体不自由、内部障がい)
療育手帳の交付を受けており、重度の障がい(A2以上)を有する方。
精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級の障がいを有する方。
色素性乾皮症で、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方。
色素性乾皮症で、保護者が医療者受給者証の交付を受けている方。
戦傷病者手帳の交付を受けており、重度障がいを有し、歩行が困難な方。
標章の交付対象となるかの確認が必要なため、申請される前に電話等により、上記問い合わせ先にご確認ください。

(4) 聴覚障がい者の方の警察への通報

【問い合わせ先】

熊本県警察本部通信指令課 TEL : 096-381-0110 (内線3623)

耳や言葉の不自由な方が、事件・事故に遭われ、または目撃された場合などに使用する緊急通報システムです。 電話通信代は有料です。

メール110番

【専用メールアドレス】 kumamoto-police110@deluxe.ocn.ne.jp

ファックス110番

【通報先FAX番号】 096-382-2110

【通報内容】

事件・事故の内容

発生場所

発生時間

犯人や車などの特徴

通報者の氏名・住所・連絡先

をご記入の上、送信してください。

(5) 不在者投票

【問い合わせ先】

熊本県市町村課選挙班（選挙管理委員会）

TEL：096-333-2104 FAX：096-385-1170

メールアドレス：senkan43@pref.kumamoto.lg.jp

郵便等による不在者投票

選挙人名簿に登録されており、下記のいずれかに該当する方で投票所に行けない方は、郵便等により投票することができます。

事前に郵便等投票証明書の交付申請手続きが必要です。

	障がい名	障がいの程度
右記の身体障害者手帳 を持っている方	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級
	免疫、肝臓の障がい	1級・2級・3級

- ・障がいの程度が上記に該当することにつき、知事・指定都市・中核市の長が書面により証明している方。
- ・介護保険の被保険者で要介護状態区分が要介護5の方

代理記載制度

の郵便等による不在者投票ができる方で、さらに下記の要件に該当される方は、代理人による投票用紙等への記載ができます。

- ・身体障害者手帳をお持ちで、上肢、視覚の障がいの程度が1級の方
- ・障がいの程度が上記に該当することにつき、知事・指定都市・中核市の長が書面により証明している方

指定病院等における不在者投票

不在者投票ができる施設として、都道府県選挙管理委員会から指定を受けた施設や法令で定められた施設に入院又は入所中の方で、不在者投票の要件に該当する方は、その施設で不在者投票をすることができます。

- 【施設例】指定施設（身体障害者支援施設、病院、老人ホーム等）
法令で定められた施設（国立保養所等）

(6) 熊本県立高等技術専門校による職業訓練

【問い合わせ先】	TEL : 096-378-0121	FAX : 096-378-0122
【メールアドレス】	kumamotokoukun28@pref.kumamoto.lg.jp	
【所在地】	熊本市南区幸田 1-4-1	

県立高等技術専門校では、障がい者の職業能力の開発向上と新規（再）就職を目的として、多様な職業訓練を実施しています。

入校時期や定員、訓練生の選考試験日程などは県庁ホームページに随時掲載されます。

知的障がいのある方を対象とした職業訓練（総合実務科 1年間）

一般就労に必要な各種知識や技能の習得に加え、社会生活に必要なマナーやあいさつ、コミュニケーション力の向上に向けた訓練を実施します。

【応募資格】

- ・ 知的障がいのある方で、療育手帳所持者又は公的機関で判定を受けた方
- ・ 勤労意欲があり、職業訓練の受講に意欲がある方
- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）において求職登録をしている方
- ・ 当校及び派遣実習の事業所に自力で通所できる方

障がい者ソフトウェア開発訓練

（システム設計科・データベース設計科 2年間）

障がい者の方を対象として、職業人としての自立を目的に、情報処理技術者として必要なマルチメディアやネットワークなどのIT技術に関する知識及び技術の習得を目指します。

【応募資格】

- 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持し、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをした方で、次のいずれにも該当する方
- ・ 高等学校卒業と同等以上の能力を有すること（卒業見込みを含む）
 - ・ 就職の意志を有する方で、職業自立が可能であること
 - ・ 情報処理技術者として能力開発が見込まれる方
 - ・ 特別な介助を必要としない方

【 についての実施機関】

身体障害者ソフトウェア開発訓練センター

〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原2081-28 熊本ソフトウェア株式会社内

TEL : 096-289-2100 FAX : 096-287-2019

メールアドレス : training@kmt-ics.co.jp

民間事業所での訓練（原則として3か月以内）

県内の民間事業所において、求職中の方を対象とした訓練（パソコン基礎習得科、OA事務科等）と仕事をされている方を対象とした訓練（パソコンスキルアップ科等）を行っています。（受講料無料）

訓練内容、場所、募集期間など、詳細については熊本県ホームページ熊本高等技術専門学校「施設外での訓練（障がい者の方）」に随時掲載されます。

求職中の方の受講については、お近くのハローワークへご相談ください。

（7）県立施設の利用

施設の入園料又は使用料などの免除があります。適用とならない場合もありますので、ご利用前に、各窓口でご確認ください。

ご利用の際には、施設の窓口で障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をご提示ください。

県立施設	TEL FAX メールアドレス
熊本県立美術館本館	096-352-2111
熊本県立装飾古墳館	0968-36-2151
熊本県伝統工芸館	096-324-4930
熊本県農業公園 （カントリーパーク）	096-248-7311
熊本県民総合運動公園	096-380-0782 096-389-7280 kouen_shinkou@kspa.or.jp
パークドーム熊本	096-388-2180 096-388-2234 parkdome@kspa.or.jp
熊本県立総合体育館	096-356-1233 096-356-1262 kentai@kspa.or.jp
熊本県総合射撃場	096-288-8805 096-288-8815 syageki@kspa.or.jp
熊本武道館	096-383-4912 096-383-6784 kumamoto-budoukan@miracle.ocn.ne.jp
熊本県営八代運動公園	0965-37-0006 0965-37-1225 yatushiro_park@kspa.or.jp
熊本県立天草青年の家	0969-56-1650
熊本県立菊池少年自然の家	0968-27-0066
熊本県立豊野少年自然の家	0964-45-3855
熊本県立あしきた青少年の家	0966-82-3092
水俣広域公園	0966-62-7501

上記の県有施設でミライID（スマホ・障害者手帳アプリ）の提示でも手帳の提示と同様の取扱いをしています。

1 1 公的機関以外の制度

(1) 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

【問い合わせ先】

お住まいの地域の市町村社会福祉協議会 (10 ~ 12 ページ掲載)
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター
TEL : 096-324-5474 FAX : 096-355-5440
メールアドレス : kenri@kumashakyo.jp

知的障がい者・精神障がい者等、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行っています。

市町村社協の生活支援員が、契約書及び支援計画の内容に基づいて、次の援助を行います。

【福祉サービスの利用援助】

さまざまな福祉サービスの情報提供、相談・助言、利用手続き、利用料の支払代行等

【日常的金銭管理サービス】

- ・年金、福祉手当等の受領手続き
- ・医療費、税金、社会保険料、公共料金、日用品等の代金の支払い手続き
- ・医療費等の支払いに伴う預貯金の払戻し、預入手続き

【書類等の預かりサービス】

- ・年金証書、預貯金通帳、権利証、契約書類、保険証書等の預かり

相談は無料ですが、生活支援員による援助を受けた場合には利用料が必要となります。(利用料は各市町村で異なります。)



参考 1 障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されており、児童福祉法によるサービスは、「障害児通所給付・障害児相談支援給付」と「障害児入所給付・障害児入所医療」で構成されています。

障害者総合支援法及び児童福祉法により給付等の対象となる障がい者等

身体障がい者

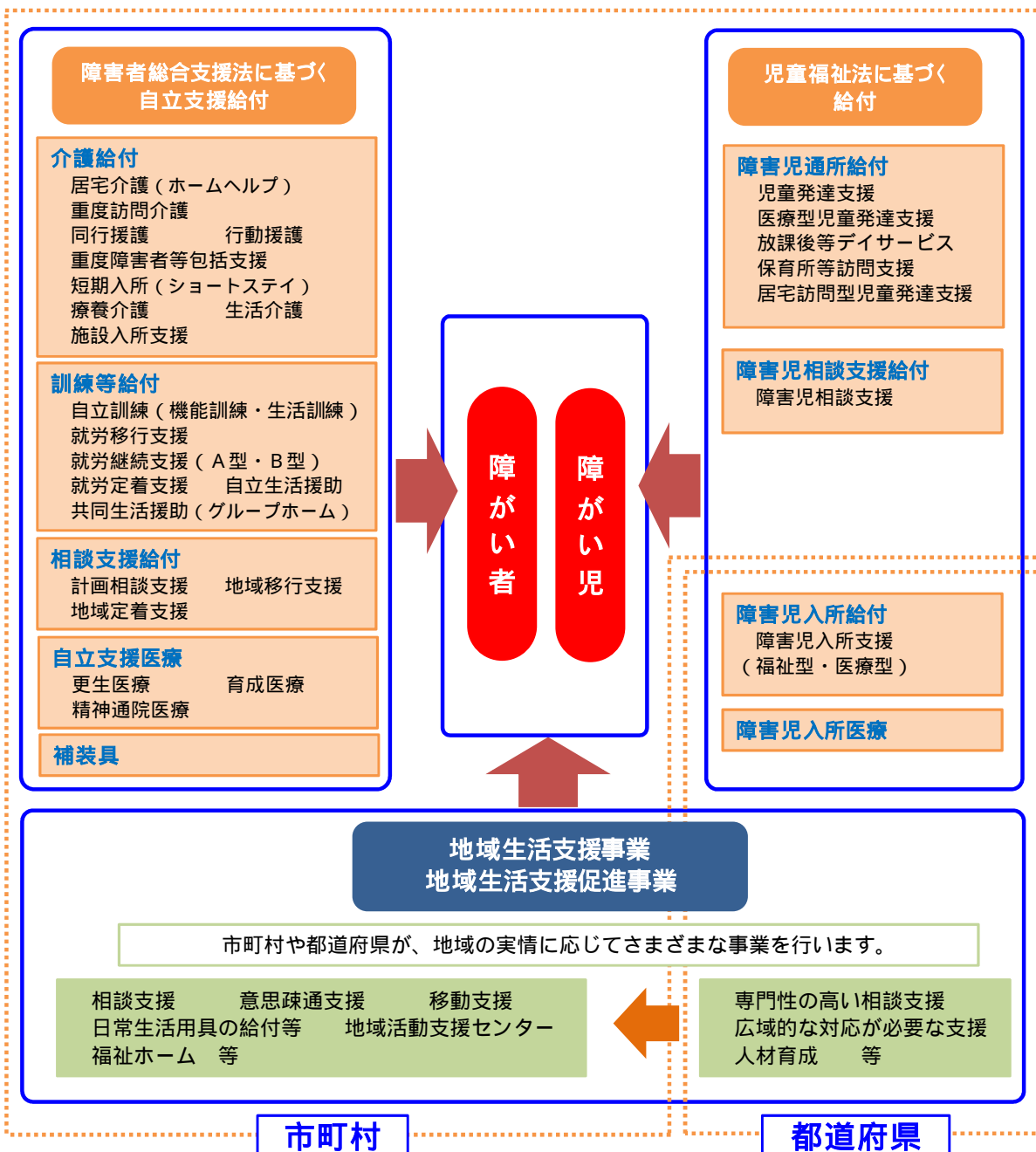
知的障がい者

精神障がい者

難病患者等

障がい児

難病患者等については、障害福祉サービス等の対象疾病（令和3年11月1日時点では366疾病）による障がいがある方が対象となります。



参考2 障がい児・者関係団体一覧表

団体名	所在地	TEL	FAX または メールアドレス
きょうされん熊本支部	862-0972 熊本市中央区新大江1-12-15	096-245-6220	096-245-6221
熊本県視覚障がい者福祉協会・団体	861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-2	096-383-6833	096-383-6833
公益財団法人 熊本県肢体不自由児協会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2F	096-354-0675	096-354-0675
熊本県失語症者有志の会	862-0924 熊本市中央区帯山8丁目2-1	096-381-5111	096-381-5115
熊本県自閉スペクトラム症協会	862-0924 熊本市中央区帯山3-20-14-405	090-3320-5774	096-288-9166
熊本県社会就労センター協議会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 県社会福祉協議会内	096-324-5462	096-355-5440
熊本県重度身体障害者福祉促進会	860-0072 熊本市西区花園3-3-3	096-352-7658	096-352-4560
熊本県障害者スポーツ・文化協会	861-8039 熊本市東区長嶺南2-3-2 県身体障害者福祉センター内	096-383-6553	096-383-6554
熊本県福祉作業所連絡協議会 (熊福連)	868-0302 球磨郡錦町一武2196-2 アート工房クレヨンの森内	0966-38-2435	0966-38-2435
熊本県障害児・者親の会連合会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-351-8599	096-351-8599
熊本県肢体不自由児・者父母の会 連合会	861-5271 熊本市西区中原町370-4 (NPO法人 あゆみ内)	096-273-6518	096-273-6519
熊本県知的障害者施設家族会連合会 (きずなの会)	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター2階	096-351-8599	096-351-8599
熊本県聴覚障害者(児)親の会	862-0950 熊本市中央区水前寺6-9-4 熊本聴覚障害者総合福祉センター内	096-383-5587	096-384-5937
全国重症心身障害児(者)を守る会 熊本県支部	860-0842 熊本市中央区南千畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-351-8599	096-351-8599
熊本県重症心身障害児(者)を守る会 在宅部(たんぼぼの会)	861-8006 熊本市北区龍田6-11-20 岩崎様方	096-338-6295	096-338-6295
公益社団法人日本てんかん協会 熊本県支部(波の会)	861-8006 熊本市北区龍田9丁目2番21号 社会福祉法人わくわく ふれあいワー ク内	096-273-7144	096-273-7144 kumamoto_nami@ outlook.jp
熊本県腎臓病患者連絡協議会	860-0862 熊本市中央区黒髪6-11-22	096-345-2583	096-345-2757
熊本県身体障害児者施設協議会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県社会福祉協議会内	096-324-5462	096-355-5440
社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-354-7371	096-354-4136
公益社団法人 熊本県精神科協会	862-0950 熊本市中央区水前寺6-43-7 くませいビル	096-385-7848	096-385-7868
熊本県精神障害者社会復帰施設協議会	869-1102 菊池郡菊陽町原水下大谷 3930-1 菊陽苑内	096-232-9711	096-232-9708
熊本県精神障害者団体連合会	860-0831 熊本市中央区八王寺町13-84 八王寺アパート15号室	080-1705-3639	-
一般社団法人 熊本県精神保健福祉会連合会 (県連家族会)	861-4106 熊本市南区南高江7-8-77	096-358-4054	096-358-3337
公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会	862-0920 熊本市東区月出3-1-120 熊本県精神保健福祉センター内	096-285-6884	096-285-6885

団体名	所在地	TEL	FAX または メールアドレス
熊本県知的障がい者施設協会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-324-5462	096-355-5440
社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会	860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内	096-352-4149	096-352-4149
熊本県天声会	861-8041 熊本市東区戸島7-8-10	096-389-2266	096-389-0118
NPO法人 熊本県難聴者中途失聴者協会	861-4172 熊本市南区御幸笛田8-7-10	090-8917-2445	096-379-9482 npokumanan @kumamoto.zaqq.jp
熊本県発達障害当事者会 Little bit (リルビット)	860-0072 熊本市西区花園一丁目22-9-302	080-2555-4009 (当事者会連絡センター)	littlebitkumamoto @gmail.com
NPO法人凸凹ライフデザイン	860-0072 熊本市西区花園一丁目22-9-302	-	uneven.npo@gmail.com
NPO法人ブルートレイン・カンパニー	860-0072 熊本市西区花園一丁目22-9-302	080-2555-4009	bluetrain.company @gmail.com
一般財団法人 熊本県ろう者福祉協会	862-0950 熊本市中央区水前寺6-9-4 熊本聴覚障害者総合福祉センター内	096-383-5587	096-384-5937
NPO法人 熊本すずらん会	860-0061 熊本市西区上高橋 1-3-15	096-312-8411	096-335-8133
熊本難病・疾病団体協議会	860-0062 熊本市西区高橋町2-3-26	-	kumamoto.nanbyo kyo@gmail.com
九州IBDフォーラム熊本IBD	862-0971 熊本市中央区大江3-2-55 社会医療法人社団高野会 大腸肛門病センター高野病院内	096-206-3330	kumamoto.ibd @gmail.com
公益社団法人 日本リウマチ友の会 熊本支部	861-5517 熊本市北区鶴羽田1丁目11-33-203 本田様方	090-4513-7810	chizurarara.2015 @gmail.com
熊本SCD・MSA友の会	861-2241 上益城郡益城町宮園669-5	070-2393-0506	-
くまもとばれっと 長期療養中の子どもと暮らす家族の会	860-0073 熊本市西区島崎3-18-10	-	a.taniguchi.stmarya cjp@gmail.com
DM風の会 (1型糖尿病患者・家族の会)	861-0921 玉名郡和水町津田2214-3	090-2713-7849	0968-34-3254
全国パーキンソン病友の会 熊本県支部	861-2234 上益城郡益城町古閑51-64	090-7387-4876	bfield@muse.ocn.n e.jp
日本ALS協会熊本県支部	861-3101 上益城郡嘉島町鯉2691-3	096-237-0021	096-237-0021
日本AS(強直性脊椎炎)友の会 九州支部	862-0955 熊本市中央区神水本町1-30-604 山下様方	090-5476-0110	shouji0127 @yahoo.co.jp
山鹿市難病友の会「きずなの会」	861-0594 山鹿市山鹿1026-3 (山鹿保健所内)	0968-44-4121	-
八代難病友の会「虹の会」	866-8555 八代市西片町1660 (八代保健所内)	0965-33-3229	-
人吉・球磨難病友の会	868-8503 人吉市西間下町86-1 (人吉保健所内)	0966-22-3107	-
水俣・芦北地域難病友の会 「みどりの会」	869-5422 葦北郡芦北町花岡又30	0966-82-5398	-
くまもと発達支援親の会「めだか」	-	-	oyanokai.medaka @gmail.com
熊本盲ろう者夢の会	862-0920 熊本市東区月出6-2-7-103 畦池様方	0968-68-0660	096-387-4944
高機能自閉症アスペルガー当事者会 シェアハート	-	090-6299-0453	shareheart3 @gmail.com
NPO法人 在宅就労支援事業団	861-8019 熊本市東区下南部1-1-72	096-213-0701	096-213-0702
特定非営利活動法人 さくらの会	860-0834 熊本市南区江越1-24-21	096-237-7651	096-237-7657

団体名	所在地	TEL	FAX またはメールアドレス
人工内耳友の会〔ACITA〕 熊本支部	862-0950 熊本市中央区水前寺5-18-13-502	096-385-3275	096-385-3275
認定NPO法人 スペシャルオリンピックス日本・熊本	860-0001 熊本市中央区千葉城町5-50 熊本メディアビル4階	096-288-2781	096-288-2782
全国脊髄損傷者連合会 熊本県支部	861-1214 菊池市泗水町田島597-12	0968-38-7228	0968-38-7228
公益社団法人 日本オストミー協会 熊本県支部	862-0971 熊本市中央区大江3-2-55 大腸肛門病センター高野病院内	096-206-3330	096-206-7555
日本筋ジストロフィー協会 熊本県支部	861-8068 熊本市北区清水万石1-1-4-305 村上様方	090-4997-8283	096-345-7590
日本ダウン症協会 熊本支部 (小鳩会)	861-8039 熊本市東区長嶺南1丁目2-101 A-102号(青木方)	080-3370-5810	jimukyoku@jds-kumamoto.net
発達障がい者・家族の会(熊本) 「プリズム」	860-0082 熊本市西区池田1丁目35-3-803号	080-8554-9244	hinokuni.km@gmail.com
ヒューマンネットワーク熊本	862-0959 熊本市中央区白山2-1-17 梅香園ビル1階	096-366-3329	096-366-3359
NPO法人 ル・シエルくまもと	862-0941 熊本市中央区出水7-69-16	096-365-6606	096-288-9896

この他にも、県内には障がい児(者)団体があります。
県障がい者支援課にお尋ねください。

熊本県障がい者支援課

【県庁代表 TEL】096-383-1111
【所在地】〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号行政棟新館 3 階
【FAX】 096-383-1739
【メールアドレス】shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp

主な業務内容	担当班TEL	担当班
○自立支援医療、重度心身障がい者医療費助成に関すること 心身障害者扶養共済制度に関すること	096-333-2250	総務班
○障がい者の権利擁護に関すること ○「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に関すること ○障がい者虐待に関すること	096-333-2236	企画共生班
障がい者の社会参加に関すること 地域生活支援及び県民の理解促進に関すること	096-333-2235	社会参加班
障害福祉サービス事業所の指定等に関すること 障がい児施設の指定等に関すること 社会福祉法人の指導・監督に関すること 障がい者福祉施設整備に関すること	096-333-2233	サービス向上班
○特別児童扶養手当、特別障害者手当等に関すること ○地域療育に関すること ○発達障がい児(者)支援に関すること ○医療的ケア児(者)支援に関すること	096-333-2237	発達障がい・療育班
精神保健福祉に関すること 自殺対策に関すること	096-333-2234	精神保健福祉班

参考3 災害に備えて

災害に備えてどのような準備をしたらよいか、以下のようなものが考えられますので、ご参考にされてください。

ヘルプカードやおくすり手帳等、自分の情報を記載したものをいつも持ち歩く。（障がいの状態や服薬状況、かかりつけ医療機関など）

家族とお互いに連絡方法や避難時の移動方法を決めておく。

障がい者団体や福祉関係者と連絡体制を作り、必要なときに支援をおねがいできる連絡先（人や場所）を3箇所程度決めておく。

地域の防災訓練へ参加するなど、地域や周囲に障がいのある方がいること、いざという時に支援が必要だということをお知らせしておく。

市町村の避難行動要支援者名簿へ登録をする。
詳細は市町村の担当窓口へお尋ねください。（1～3ページ掲載）

家具の固定や補強を行っておく。

最低3日分の日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄しておく。

服用している薬や装具等医療的ケアに必要な物品を可能な範囲で備えておく。

障がいに応じた準備の例

【視覚障がいのある方】

笛やブザーなど助けを呼ぶもの。メガネや折り畳み式の白杖などの予備。

【聴覚・言語障がいのある方】

補聴器用の電池・バッテリー・充電機、筆談のためのメモ用紙や筆記具、笛や警報ブザー

【内部障がいのある方・難病の方】

難病患者・家族のための災害対策ハンドブック（健康づくり推進課）があります。
服用している薬、医療的ケアに必要なもの。装具のメーカーや品名のメモ

【重症心身障がいのある方】

介護用品や医療的ケアに必要なもの

【知的障がい・発達障がいのある方】

本人の行動や特徴や癖、日頃服用している薬、連絡先などを記載したメモ（サポートブックやヘルプカード等）

参考4 障がい者に関するマーク

内閣府ホームページ「障害者に関係するマークの一例」から抜粋

	<p>【障がい者のための国際シンボルマーク】 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>
	<p>【盲人のための国際シンボルマーク】 盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p>
	<p>【「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク】 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>
	<p>【耳マーク】 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。</p>
	<p>【オストメイト/オストメイト用設備マーク】 オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。 このマークはオストメイトであることと、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。</p>
	<p>【ハート・プラスマーク】 「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。</p>
	<p>【ヘルプマーク】 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。</p>

	<p>【ほじょ犬マーク】 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p>
	<p>【身体障がい者標識(身体障がい者マーク)】 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p>
	<p>【聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク)】 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p>
	<p>【手話マーク】 耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。</p>
	<p>【筆談マーク】 耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>

熊本県の「ヘルプマーク・ヘルプカード」

図1



図2



図3



(図1) ヘルプマーク (全国共通マーク) (図2) ヘルプマーク (ストラップ型) (図3) ヘルプカード

ヘルプマーク・ヘルプカードとは？

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや発達障がい・難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

どこでもらえるの？

○ヘルプマーク (ストラップ型)

熊本県庁 (健康福祉政策課) 窓口にて、**無料 (申請が必要)** で交付します。(郵送も可能)

○ヘルプカード

熊本県庁 (健康福祉政策課) や県の出先機関、県内の各市区町村の福祉担当窓口で、**無料 (申請不要)** で配付しています。

どうやって使うの？

○ヘルプマーク (ストラップ型)

吊り下げバンドを利用して、カバン等に付けて使用することができます。

○ヘルプカード

市販の名札ケースに入れて首から下げたり、ストラップを使ってカバンにつけるなど、周囲から見えやすい箇所につけて携行してください。また、カードの裏面にはご自身の症状や支援して欲しいことなどを自由に書き込むことができます。

詳細については、県のホームページをご覧ください。

熊本県 ヘルプマーク

検索

【問い合わせ先】

熊本県健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班

TEL : 096-333-2202 FAX : 096-384-9870

メールアドレス : sasaeai@pref.kumamoto.lg.jp

県のホームページに「障がい福祉のしおり」を掲載しています。

で検索。

<障がい福祉のしおりについて問い合わせ先>

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局

障がい者支援課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

TEL 096-333-2236 FAX 096-383-1739

メールアドレス shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp

県ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/>

再生紙を使用しています。

発行者：熊本県

所属：障がい者支援課

発行年度：令和3年度（2021年度）